

第3編 知的財産及びアイデアの保護強化

第1章 国内知的財産保護の強化

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 技術書記官 キム・トングッ

1. 推進背景及び概要

製品とサービス競争力の主要要素となった知的財産権は高付加価値を創り出すことのできる重要な資源として認識されている。しかし、このような知的財産権は情報通信と科学技術の発達によってより速くより簡単に世界各地に伝わり、簡単に盗用・侵害されるようになった。

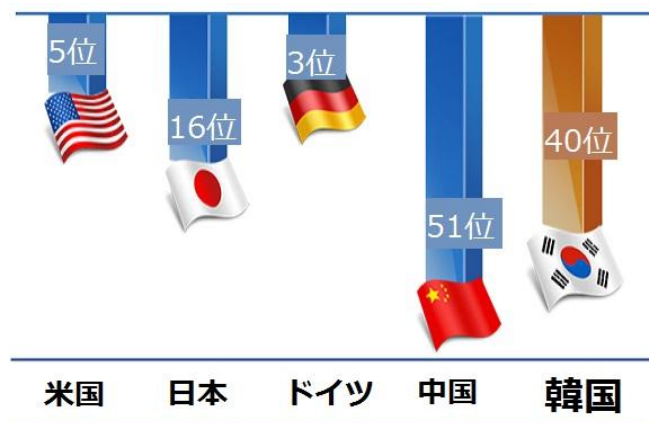
韓国も例外ではなく、一例として模倣品のケースを見ると、国内模倣品市場規模は約142億ドル(約17兆ウォン)で、米国、メキシコ、日本などに続いて世界10位になっている(2013年、havocscope.com)。このように模倣品の不法流通が拡散すると正規品市場の被害が深刻になり、国家イメージにもマイナス影響を与える。

実際、各国の知的財産権保護水準を示すスイス国際経営開発院(IMD)の国家別知的財産権保護順位を見ると、韓国は2013年調査対象国60カ国のうちドイツ(3位)、米国(5位)、日本(16位)よりはるかに低い40位であった。また、統計庁が調査したインターネットショップにおける模倣品取引額も2005年10兆ウォン、2011年29兆ウォン、2012年32兆ウォン台を記録し、持続的に増加していることも軌を同じくしている。

天然資源に乏しい代わりに人的資源が豊富で優秀な韓国は生まれながら無体財産である知的財産に頼って製品とサービス競争力を確保し、国家競争力も確保しなければならない運命である状況の中で、国内知的財産権の保護を強化することは国家レベルの重大な政策イシューである。

＜図Ⅲ－１－１＞国家別知的財産権保護の順位

(IMD(スイス国際経営開発院)、2013)



2. 推進内容及び成果

このような知的財産保護強化の国家的な必要性に歩調を合わせ、特許庁は政策を効果的に推進するため、組織効率化の観点から産業財産保護に関する業務と対外協力に関する業務所管部署を拡大改編・統合して産業財産保護協力局を新設する組織改編を断行した(2013.9.9)。

これを通じて特許・商標・デザインなど産業財産権のみならず営業秘密、アイデアなど財産権の保護実効性を高めるための制度改善業務を主に担当する産業財産保護政策課、国内外の紛争支援事業など中小企業と社会的弱者などを対象に実際現場での紛争対応能力を高める業務を主に担当する産業財産保護支援、2010年に発足した商標法特別司法警察隊を運営するとともにオン・オフラインの模倣品取り締まり業務を行う産業財産調査課に知的財産権保護業務分野をより細分して分掌した。また、IP5国際会議と二国間協力を担当する国際協力課、WIPO対応業務と多国間協力を担当する多国間機関チーム、特許情報化システムの輸出と情報分野の協力を担当する産業財産情報協力チームに国際協力分野を細分化する組織として統合・改編することで、国内外の知的財産権保護及び協力がスムーズに行われるよう取り組んだ。

2013年には創造経済基調の下で知的財産保護に向けた具体的な政策方案を提示する

「創造経済の実現に向けた知的財産保護方案」の件をセヌリ党創造経済特別委員会に報告(2013年7月)・推進し、国民の斬新なアイデアを保護するために「創意的なアイデア保護強化方案」を樹立・施行した(2013年10月)。

職務発明補償制度を導入・活用する中小・ベンチャー企業の比率が低く、高級人材の流入を通じた技術革新の誘導が不十分であるという指摘から、職務発明補償を実施する中小企業などに対するインセンティブ付与及び研究開発者の権利を保護するための法・制度装置を整備した。また、公正な商標使用秩序を確立するための商標ブローカー根絶方案を講じて(2013年6月)、模倣品申告褒賞制度、営業秘密原本証明制度の法的根拠作りのための不正競争防止法を改正(2013年7月公布)するなど、国内外の環境変化に対応するための法的基盤を整えた。

一方、大規模製造・流通業者に対する取り締まりを強化し、2011年に10人、2012年に33人であった立件者数が2013年には55人まで大きく伸びた。捜査人員を3人増やしたことで2013年には7人を確保するとともに、オンライン捜査装備を導入するなど、日増しに増加しているネット・コミュニティ、SNSなどオンラインでの模倣品取引の取締りを強化した。国内知的財産権侵害行為に対する取締り執行の強化及び認識向上活動を通じて対外国家信任度の向上及び健全な商取引秩序の確立に貢献したが、米国貿易代表部知的財産権監視対象国から2009年以来5年連続除外され、模倣品に対する消費者の認識度も2012年66.6点から2013年68.03点に改善された。

3. 評価及び発展方向

2013年下半期は知的財産権保護政策を専門的に担当する産業財産保護協力局が新設されて安定的に定着する段階であったが、20014年は各部署間の情報共有・共同業務の遂行など緊密な業務協力体系を構築し、政策を企画することで産業財産保護協力における政府内コントロールタワーの役割を果たしていく予定である。

実際市場の状況を見ると、模倣品であることを知りながら購入する消費者の比率

が85.1%(2013消費者認識度調査、特許庁・保護協会)で、依然として国民の知的財産権保護に対する水準が低い状況である。2014年には知的財産権保護の実効性を高められる損害賠償制度の改善、検察・警察など関係機関間の協業を通じた模倣品取締りの強化などより精巧かつ強力な政策企画と執行で知的財産権保護の国家基盤を整えていく予定である。

第2節 国内知的財産権保護活動の強化

1. 商標権特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 カン・ヒョンホ

イ. 推進背景

韓国は特許、商標、デザインなど産業財産権出願における世界4位であり、知的財産権創出の面においては米国、日本などと肩を並べる知的財産強国としての地位を維持している。このような国際地位の強化によって知的財産権保護分野における大韓民国の役割と責任がより一層強調されている。

2013年スイス国際経営開発院(IMD)が発表した世界競争力の評価資料によると、韓国の知的財産権保護レベルは全体60カ国のうち40位となっている。韓国の知的財産権保護レベルがこのように低く評価された原因は、国内に模倣品の流通が蔓延し、著作物に対する海賊行為が根絶されていないからである。国内に模倣品が氾濫することになれば健全な商取引秩序が崩れ、国家ブランドの失墜による輸出競争力の減少及び外国人投資の萎縮など、国家経済全般にわたって深刻な副作用を招くことになる。

特許庁は模倣品流通を根絶するとともに知的財産権保護の基盤を強化するため、特別司法警察権の導入を積極的に推進した結果、2010年4月特許庁に特別司法警察権を付与する法律案が通過された。これによって特許庁はニセ商標関連の犯罪を直接捜査できる特別司法警察権限を確保することになった。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は模倣品の犯罪を効率的に取り締めるため、2010年9月に「商標権特別司法警察隊」を発足させ、3地域の事務所に取り締める人材を配置し、模倣品犯罪に対する刑事立件を強化している。2013年9月には従来産業財産保護課内に所属されていた特別

司法警察隊を拡大し、模倣品取締り専門担当部署である産業財産調査課を新設した。一方、近年急増しているオンラインを通じた模倣品流通に対する強力な取り締りのため、デジタルフォレンジック(Digital Forensics)装備を備えた「オンライン捜査班」をさらに強化した。

特許庁は2013年の1年間模倣品に対する強力な取締り活動を行い、模倣品犯罪者376人を刑事立件し、模倣品約82万点を押収するなど所期の成果を上げている。特許庁が商標権特別司法警察隊を本格的に運営してから毎年取締りの実績が大きく伸びており、商標権専門担当捜査機関として認められつつある。これは商標権特別司法警察隊が専門性を持って小規模の零細販売業者よりは模倣品製造業者及び大規模の流通業者に対する取締りに注力した結果と分析される。

＜表Ⅲ－１－１＞模倣品取締り状況

区分		特司警導入 以前 (2010.1～8)	特司警の導入後				小計
			(2010.9～12)	2011	2012	2013	
刑事 立件	人数(名)	15	45	139	302	376	862
	押収(点)	2,860	28,629	28,589	131,599	822,370	1,011,187

*2010.1～8：特別司法警察権の導入以前の検・警との合同取締り実績である。

2013年度に押収した物品を分析結果、有名ブランド商品を模倣した医薬品類、カバン類、衣類、アクセサリ類、靴類が大部分を占め、正規品の時価で換算すると564億ウォンを超える。

＜表Ⅲ－１－２＞主要品目別の取締り状況(2013)

(単位：点)

品目	カバン類	衣類	アクセサリ類	靴類	医薬品類	時計類	その他類	合計
数量	15,131	95,608	13,112	19,449	587,822	490	90,758	822,370

ハ．評価及び発展方向

特許庁は商標権特別司法警察権を確保することで他の捜査機関に頼らず、独自で模倣品に対する強力な取締りを体系的に推進することができるようになった。商標権特別司法警察はオン・オフラインを問わず猛威を振るっている模倣品を根絶するため、オンライン模倣品専門捜査官を増員し、常習・慢性的な製造・流通業者に対する特別取締り、模倣品流通の頻発地域に対する集中取締りの他にも、ニセモノ医薬品など、国民の生命と健康を脅かす模倣品製造・流通業者などに対する企画捜査を強力に実施する予定である。特に、オンライン捜査班の運営を活性化し、オンライン模倣品流通犯罪者に対する追跡捜査で刑事処罰を強化する方針である。

＜図Ⅲ－１－２＞模倣品取締りの写真



2. 模倣品申告褒賞金制度の運営

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 カン・ヒョンホ

イ．推進背景

米貿易代表部(USTR)は1989年から毎年各国の知的財産権保護状況に対する審査を通じて「スペシャル301条報告書」を作成・発表することで、自国の通商圧力手段として活用している。韓国はこれまで監視対象国(Watch List)に

分類されたが、2009年から昨年まで5年連続で監視対象国目録から除外された。このような成果は国内の模倣品流通と海賊行為の根絶に向けて政府レベルで持続的な努力を傾けた結果である。

模倣品の流通を根絶するためにはこれに対する関係機関の強力な取締りが必要だが、国民の意識転換と官民協力が伴わないと限界にぶつかる。そこで、特許庁は2006年から模倣品の不法性に対する国民の認識向上と模倣品流通行為に関する申告の活性化を図るため、「模倣品申告褒賞金制度」を運営している。

ロ．推進内容及び成果

申告対象は模倣品製造業者や流通・販売業者であり、国民なら誰でも申告ができる。また、申告の信頼性を確保するために実名申告を原則としている。

2013年度は101件の申告内容に対して計84百万ウォンの申告褒賞金を支給した。2013年度に褒賞金を支給した申告内容を類型別に調べてみると、卸・小売り流通申告55件(38.5百万ウォン)、オンライン販売申告2件(1百万ウォン)、倉庫保管申告18件(17.5百万ウォン)と製造工場申告26件(27百万ウォン)であった。

<表Ⅲ－１－３> 類型別褒賞金の支給状況(2006～2013)

(単位:件、百万ウォン)

区分	細部類型	2006		2007		2008		2009		2010		2011		2012		2013	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
流通業者	卸・小売流通	48	146.5	30	68.2	34	93	77	101.5	117	107	109	103.5	123	106	55	38.5
	オンライン販売	19	41.3	10	20.6	19	40	20	17	12	8	5	2.5	4	2	2	1
	倉庫	5	17	11	44.0	14	43.5	19	27.5	15	26	39	39.5	6	8	18	17.5
	小計	72	204.8	51	132.8	67	176.5	116	146	144	141	153	145.5	133	116	75	57
製造業者	製造工場	35	118.3	38	117.2	17	43.2	79	103.6	42	59	66	70.1	30	36.5	26	27

合計	107	323.1	89	250	84	219.7	195	249.6	186	200	219	215.6	163	152.5	101	84
----	-----	-------	----	-----	----	-------	-----	-------	-----	-----	-----	-------	-----	-------	-----	----

申告褒賞金制度の実施初年度の2006年には計107件の3億2,310万ウォンの褒賞金を支給し、昨年までの過去8年間計16億94百万ウォンの褒賞金を支給した。この褒賞金支給によって摘発された模倣品の正規品価額は、計2兆8,382億ウォンに達している。

ハ．評価及び発展方向

模倣品申告褒賞金制度の運営を通じて国民の自発的な申告を誘導することで、模倣品流通に対する強力な取締りを効率的に推進する官・民協力体制を構築し、模倣品の不法性及びその弊害の深刻さを国民に広く知らせる土台を構築した。模倣品申告褒賞金制度の運営に必要な予算に比べ、模倣品の製造・流通業者に対する不法行為の抑制効果などが極めて大きいため、模倣品申告褒賞金制度は模倣品の流通根絶のためには必ず必要な制度であり、今後も引き続き発展させていかなければならない政策である。今後申告報奨金制度の運営がより活性化できるよう、国民に対する制度の広報を強化し、褒賞金支給基準の改正などを推進する計画である。

3. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報強化

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ハクジン

イ．推進背景

2008年以降ますますグローバル化が進む経済市場において、模倣品の流通は健全な商取引を混乱させ、企業の固有ブランド開発と正規品市場の発展を阻害するとともに、韓国の国家競争力など知的財産権保護関連のイメージを毀損するなど、国家経済にマイナス要因として作用している。そこで、特許

庁は知的財産権保護水準を高めるため、模倣品の不法性に対する消費者の認識向上が最も重要な要因であると判断し、知的財産権の尊重と消費者認識向上に向けた多様な広報活動を展開した。

ロ．推進内容及び成果

1)消費者団体との共同キャンペーンなど広報を実施

消費者中心の知的財産権の尊重文化を作るため、2013年5月から消費者団体と共同で、模倣品流通根絶のための全国決議大会を開催した。推進方式はソウル及び全国の15広域市において5月30日から3日間、リレー形式で消費者団体の会員と市民が参加した。「ニセモノOUT、ホンモノOK」をスローガンに掲げ、模倣品の不法性に対する街頭キャンペーンとマスコミ広報活動を展開した。さらに、青少年・大学生・主婦・会社員などを対象に模倣品流通根絶の自発的な参加を促すため、消費者教育も同時に実施した。

2)多様な媒体を活用した知的財産権保護の広報強化

特許庁はTV公益広告、新聞広告、ポータルサイト、ブログ、ツイッターなど多様な媒体を利用して消費者の認識を高めるために国民に対する広報を強化した。KBS TV公益広告及びKBSテレビ番組(「生の情報通」、「VJ特攻隊」等)の製作を通じて模倣品の弊害を知らせ、正規品消費文化を定着させるために国民コンセンサスの獲得に努めた。

また、消費者が直接参加して知的財産権保護の重要性を認識するとともに、正規品消費文化の定着に率先させるため、2008年から毎年知財権保護広告公募展を開催し、TV公益広告など国民に対しマスコミ広報も強化した。さらに、模倣品流通業者を取り締って処罰するより、消費者の認識を高めて消費者主導の模倣品流通根絶を誘導するため、大学生・主婦・会社員を対象に知的財産権保護に対する教育も実施した。

特に、2013年には青少年予防教育用として知的財産権保護の重要性を認識させる学習漫画を政策・配布し、教室で直接体験させるために正規品と模倣品を比較してみる青少年体験学習も実施した。

特に、2013年は青少年予防教育用として知的財産権保護の重要性を認識させるために、小・中学の学生たちを対象に標準教案を製作して配布し、教室で直接見て感じることができるよう、正規品と模倣品の比較体験ができる青少年体験学習も実施した。

ハ．評価及び発展方向

消費者団体との共同キャンペーンは模倣品を購入する実質的な消費者団体会員らが先頭に立って実施しており、青少年に対する知的財産権保護教育用のコンテンツ製作・体験学習の施行、大学生の知的財産権保護に関する広告公募展などを通して自発的な参加を誘導することで、知的財産権保護に対する認識を新たに整備する契機となった。また、波及効果が大きいTV公益広告と地上波TV番組を製作・送出することで、模倣品の流通根絶に対するコンセンサスを獲得し、国家の品格と国家ブランドの向上に大きく寄与したと判断される。

特に、青少年・大学生・主婦・会社員など階層別消費者を対象に、オーダーメイド型の教育・広報を積極的に実施するとともに、TV・インターネット・SNSなど多様な媒体を活用した広報を持続的に実施する予定である。

4. 職務発明制度定着の促進

産業財産政策局 産業財産振興課 行政主事 チョン・レヨン

イ．推進背景及び概要

職務発明とは「従業員、法人の役員または公務員(以下「従業員など」とする)がその職務に関して発明したものが、性質上使用者・法人または国家や地方自治体(以下「使用者など」とする)の業務範囲に属し、その発明をした行為が従業員などの現在または過去の職務に属する発明である(発明振興法第2条第2号)。すなわち、職務発明は発明振興法上の概念で、一般的に従業員が業務遂行過程で創り出した発明といえる。また、発明振興法上、発明とは特許法、実用新案法またはデザイン保護法によって保護される発明、考案及び創作であるため(発明振興法第2条第1号)、職務発明には特許法上保護される発明のみならず、実用新案法またはデザイン保護法上保護対象になる考案及び創作が含まれる。

韓国で職務発明に対する権利は発明者である従業員などに帰属(発明者主義)することになっており、従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継したり、専用実施権を設定するためには、契約や勤務規定に基づいて正当な補償をしなければならない(発明振興法第15条)。したがって、職務発明補償制度は従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継(設定)する代わり、それに対する正当な補償をする制度といえる。但し、職務発明の場合、従業員が職務発明を創出できる基盤である研究費や研究施設などを提供するなど使用者などの寄与があつてこそ可能であるため、従業員などと使用者など間の合理的な利益調整が必須であるという点で一般的な権利移転による反対給付の提供とは区別される。

職務発明が重要視されている理由は、今日ほとんどの核心・源泉技術が企業・研究機関及び大学など法人主導の下で開発され、法人で開発される発明の大半は職務発明であるというところにある。すなわち、企業と国家の技術競争力の尺度であり、生き残り戦略の核心技術のほとんどが職務発明で創り出されるため、職務発明が活発に行われるようにするためには正当な補償と体系的な支援が必要である。

＜表Ⅲ－1－4＞韓国における法人の特許出願の推移

(単位：件、％)

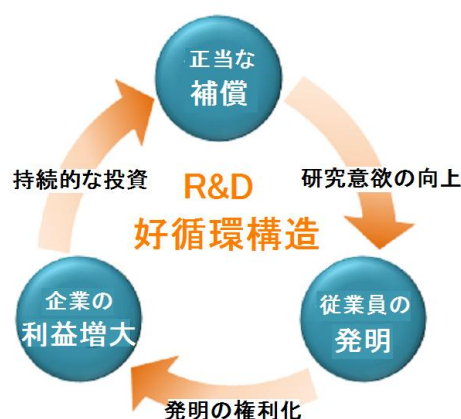
区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013
----	------	------	------	------	------	------

個人出願(A)	33,443	35,588	33,267	35,424	36,940	38,559
法人出願(B)	137,189	127,935	136,834	143,500	151,975	166,030
計(C)	170,632	163,523	170,101	178,924	188,915	204,589
法人出願比重(B/C)	80.4%	78.2%	80.4%	80.20%	80.45%	81.15%

* 出処：知的財産統計年報(特許庁)

職務発明制度を通じて使用者などは職務発明を迅速かつ簡単に権利化し、独占的な権利を基に迅速に事業化することで売上を高めて利潤を創出する。一方、従業員などは職務発明に対する正当な補償を受け取ることで、創造的な発明に邁進できるため、従業員などと使用者などが共にウィンーウィン(Win-Win)できる。

<図Ⅲ－１－３>職務発明補償制度のメカニズム



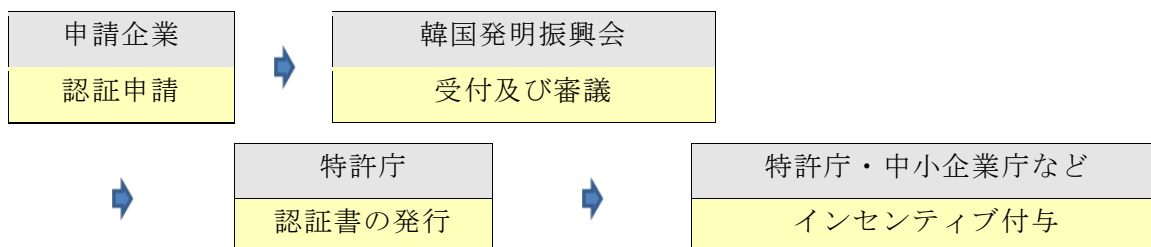
そこで特許庁では国内企業が職務発明補償制度を手軽に導入して運営できるようにするため、職務発明補償優秀企業認証の施行、中小・中堅企業に対するオーダーメイド型コンサルティングの実施、職務発明補償制度運営の優秀事例公募及び職務発明フォーラムの開催など多様な支援を展開している。

ロ．推進内容及び成果

特許庁は職務発明補償制度が韓国の産業発展及び知的財産に対する正当な補償文化の礎になるという認識の下で、発明振興法令の改正を通じて職務発明補償優秀企業を

選定・支援できるようにし、2013年4月から職務発明補償優秀企業認証を実施して計91社を優秀企業として認証した。

＜図Ⅲ－1－4＞職務発明補償優秀企業の認証プロセス



＜図Ⅲ－1－5＞職務発明補償優秀企業認証の案内広告

『 직무발명보상 우수기업 인증제 』 시행 안내

직무발명보상제도의 도입촉진과 발명자에 대한 정당한 보상을 통해 창조적인 기술개발을 유도하여 기업의 경쟁력을 강화하기 위해 직무발명 보상을 모범적으로 실시하는 중소·중견기업을 대상으로 『직무발명보상 우수기업 인증제』를 다음과 같이 시행합니다. 관심 있는 여러분들의 많은 참여 바랍니다.

목적

- 직무발명 보상제도 도입 촉진
- 직무발명에 대한 기업적 자율적인 보상문화 정착 및 사전 분쟁예방
- 직무발명을 통한 기업의 기술경쟁력 강화

사업내용

- 직무발명보상 우수기업 인증제는 직무발명에 대한 보상을 모범적으로 실시하는 중소·중견기업을 「직무발명보상 우수기업」으로 인증하고, 인증을 받은 기업에게 정부 지원 사업 참여시 인센티브를 제공하는 제도임
- * 직무발명이란 고용계약에 의해 회사에서 근무하는 종업원이 현재 또는 과거의 직무수행 과정에서 개발한 발명발명진흥법 제2조 제2호

신청자격

- 직무발명 보상규정을 보유하고, 최근 2년 이내에 직무발명 보상사실이 있는 중소·중견기업
- * 중소기업 : 중소기업기본법 제2조에 따른 중소기업
- * 중견기업 : 산업발전법 제10조의2에 따른 중견기업

인증절차

- 판정기준 : 직무발명보상규정(20점), 보상실적(40점), 운용의 합리성(40점)
- 인증기준 : 상의위원회 평가점수 70점 이상

발급절차개요

신청기업 인증신청	전담기관 접수 및 심의	특허청 인증서 발급	특허청 인센티브 부여
--------------	-----------------	---------------	----------------

인증기업에 대한 인센티브

- 정부지원사업 대상자 선정시 가점부여
 - (특 허 청) 민간 IP-R&D 연계전략 지원사업, 특허기술의 전략적 사업화 지원사업, 지역지식재산 창출 지원사업 등
 - (중소기업청) 중소기업 기술혁신 개발사업, 융·복합기술 개발사업, 신원천기술 개발사업, 창조성장기술 개발사업, 제품·과정개조기술 개발사업 등
- 기타 : 소득세법 제12조에 따른 보상금에 대한 비과세 등
- * 향후 법개정 완료후 특허 우선심사, 면허등록료 감면 예정(2013년 8분기 이후)

신청방법

- 접수기간 : 2013년 4월 1일부터 연중수시
- 제출서류 : 인증신청서, 보상사실 및 합리적 운용을 증명하는 서류 (신청서 참고)
- 신청방법 : 한국발명진흥회 서면(우편, 방문) 혹은
직무발명진흥회 홈페이지(<http://employeeinvention.net>) 온라인 접수
- 접 수 처 : 한국발명진흥회서울 강남구 테헤란로 131 한국지식센터 18층 발명진흥팀
- 문 의 : 전화 02-3459-2793, 2845, 팩스 02-3459-2799

특허청 (The Korea Intellectual Property Office)

한국발명진흥회

2014년3月から職務発明補償優秀企業として認証を受けた企業は特許、実用新案及びデザイン出願に対する優先審査と4－6年目の登録料に対して20%追加減免を受けることができるとともに、特許庁と中小企業庁の支援事業に参加する際に1～4点の加点をもらうことができる。

＜表Ⅲ－1－5＞職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況

▶ 政府支援事業に参加する際に加点を付与

(特許庁) IP-R&D 連携戦略支援事業、特許技術の戦略的な事業化支援事業、地域知的財産創出支援事業

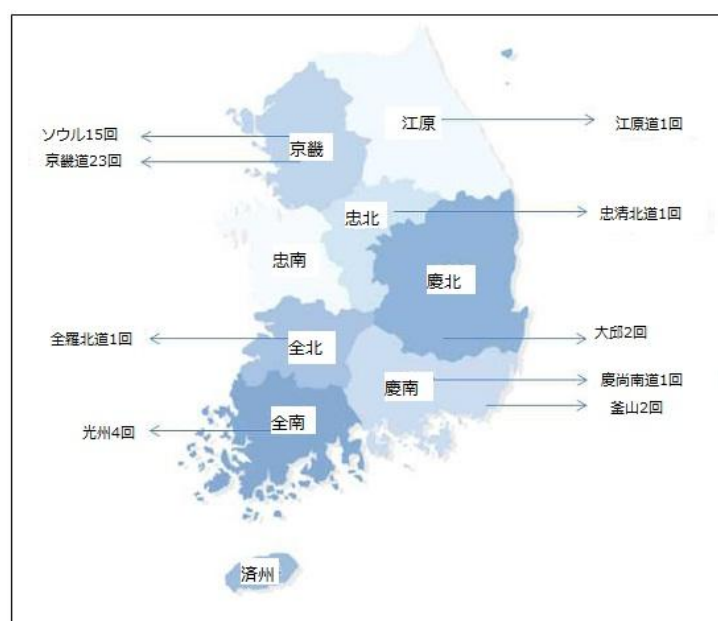
(中小企業庁) 中小企業技術革新開発事業、融・複合技術開発事業、商用化技術開発事業、創業成長技術開発事業、製品・工程改善技術開発事業

▶ 特許・実用新案及びデザイン出願に対する優先審査

▶ 特許・実用新案及びデザインの4～6年目登録料20%追加減免

一方、専門人材や専門組織がなく職務補償制度の導入や運営に困難を感じている中小・中堅企業を支援するため、弁理士など職務発明専門家が直接企業を訪問して企業の職務発明と関連する現状を診断し、企業に適した職務発明補償規定を整備した。また、職務発明補償制度の運営と関連する問題点の解決を支援するため、企業オーダーメイド型コンサルティングを行った。さらに、職務発明補償制度に対する国内企業の理解を高めるため、企業の従業員や役員を対象に職務発明補償制度に対する説明会と釜山・光州・春川、そしてソウル地域の企業を対象に巡回セミナーを開催した。

＜図Ⅲ－1－6＞職務発明補償制度説明会及びコンサルティングを受けた企業(計50回)



＜図Ⅲ－1－7＞職務発明補償制度の巡回説明会



下半期には「職務発明補償制度運営の優秀事例」を公募し、サムスン電子(株)、(株)SF Aなど10社を優秀企業として選定・授賞し、優秀事例集を発刊することで国内中小企業がベンチマークできるようにした。

<図Ⅲ－1－8>職務発明補償制度運営優秀事例の発表



<図Ⅲ－1－9>職務発明制度運営優秀企業の授賞



また、「職務発明フォーラム」を開催して職務発明補償制度と関連する法令の改正事項と国内・外の重要懸案に対する情報を共有し、制度の改善方向を模索する機会を設けた。

<図Ⅲ－1－10>職務発明フォーラム



職務発明補償制度のホームページ(<http://employeeinvention.net>)を構築して職務発明制度及び関連情報を紹介し、制度の導入方法及び優秀企業認証・企業オーダーメイド型コンサルティング・優秀事例公募などを案内して希望する企業が申請できるようにした。同時に、職務発明補償規定の標準モデルと制度導入企業に対する各種インセンティブを紹介した案内マニュアルを製作し、国内IP活動企業約2万5千社余りに配布した。

＜図Ⅲ－１－１１＞職務発明ホームページ及び広報パンフレット



ハ．評価及び発展方向

2013年度知的財産活動実態調査の結果、職務発明補償規定を保有・活用している国内企業の職務発明補償制度導入率は46.2％で、2012年に比べて増加した。特に大企業や中堅企業の場合は74.5％と87.5％でかなり高い比率を示したが、これは最近特許紛争または職務発明関連の紛争が 이슈となったことで、職務発明補償制度の重要性が浮き彫りになるにつれ、大企業あるいは中堅企業が保有しているIP専門担当組織と人材を活用して職務発明補償規定を制定あるいは改正して迅速に対応した結果と判断される。

＜表Ⅲ－１－６＞国内企業の職務発明補償制度導入比率

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013
企業全体	36.3	39.6	46.4	42.6	43.8	46.2
大企業	79.1	84.0	74.2	63.3	72.9	74.5
中堅企業*	-	-	-	-	-	87.5

中小企業	24.7	25.5	38.2	34.3	26.0	24.4
ベンチャー 企業	36.8	39.8	44.4	39.2	35.1	39.8

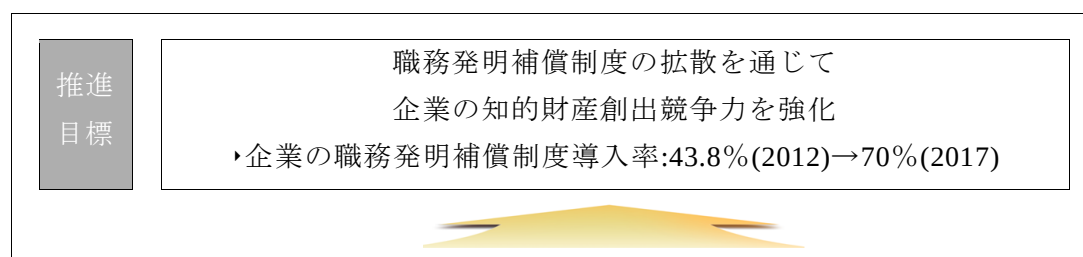
* 中堅企業：2013年以前は大企業に含まれる。

** 出処：知的財産活動実態調査(韓国知識財産研究院)

しかし、中小企業の職務発明補償制度導入率は24.4%と低迷しており、中小企業の職務発明補償制度導入を促進するためにはより積極的な支援政策が必要であると見られる。そこで、特許庁は職務発明に関するインフラが一定水準備えられている多出願企業などは職務発明補償優秀企業の認証が受けられるように職務発明補償優秀企業認証を広めていく予定である。一方、職務発明インフラが脆弱な中小企業にはCEO向け説明会の実施、職務発明補償規定標準モデルの製作・配布、企業オーダーメイド型補償規定作りの支援、オンラインコンサルティングなど企業オーダーメイド型制度の導入支援及び現場中心の問題解消支援を強化する 計画である。

さらに、職務発明に対する正当な補償ムードの拡散を狙った職務発明フォーラムを開催し、職務発明補償制度運営の優秀事例を発掘・授賞し、職務発明補償制度のホームページと関係機関のニュースレター、そして各種マスコミ媒体を活用して多用な広報活動を展開する予定である。特に、未来創造科学部、産業通商資源部、中小企業庁及び関係機関との協力体系を構築することで、職務発明補償制度に対する認識向上と制度導入を効果的に支援していく計画である。

<図Ⅲ－1－12>職務発明の活性化に向けた事業推進戦略



推
進
方
向

□ 職務発明補償優秀企業認証の拡散

- ◆ 優秀企業認証制度の拡散
- ◆ On-line 認証システムの運営
- ◆ 企業及びコンサルティング専門家定例協議体の運営

□ 中小・中堅企業の制度導入支援の強化

- ◆ CEO 向け説明会の開催
- ◆ 職務発明補償標準モデルの発刊・配布
- ◆ 企業オーダーメイド型コンサルティングの支援

□ 優秀事例の発掘及び正当な補償文化の拡散

- ◆ 職務発明フォーラムの開催及び優秀事例の発掘・授賞
- ◆ 関係機関との協力及び教育・広報の強化

第3節 知的財産保護環境の構築

1. 企業の営業秘密保護に向けた制度改善

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 施設事務官 ハン・トンギョン

イ. 推進背景及び概要

北米自由貿易協定(NAFTA)によって営業秘密保護が国際協定において初めて明文化された後、WTO体制の発足などにより技術及び知識が無限競争時代の核心的な生産要素として登場し、韓国も営業秘密保護制度を導入することになった。

営業秘密保護制度は営業秘密を産業財産権と同じ権利の形態として保護するよりは、他人の努力と成果に便乗して不当な利益を取得しようとする行為を禁止する不正競争防止の法理に従ったものであり、健全な競争秩序を確立するためのものである。

<表Ⅲ－1－7> 企業の産業機密流出状況(2009～2011)

区分	標本集団数(社)	流出比率(%)	平均流出回数(件)	1件当たり被害金額 (億ウォン)
大企業	65	10.8	1.86	25.14
中小企業	1,501	12.1	1.63	15.67
合計	1,566	12.1	1.64	16.02

*資料：中小企業庁、2013

近年、営業秘密流出事件の増加による企業の被害が増大しているが、企業、特に中小企業の営業秘密保護に対する認識及び管理能力が不十分であると調査され、これに対する対策が要求されている。

<表Ⅲ－1－8> 企業の営業秘密管理実態

-
- * 企業の法務・特許・セキュリティ担当者を対象にアンケート調査を行った結果、58%が営業秘密保護の要件に対しほとんどが知らないと回答(特許庁、2011.5)
 - * 中小企業の過半数以上(57.3%)が「自社は営業秘密流出に脆弱であり、危険にさらされている」と回答 (特許庁、2014.1)
-

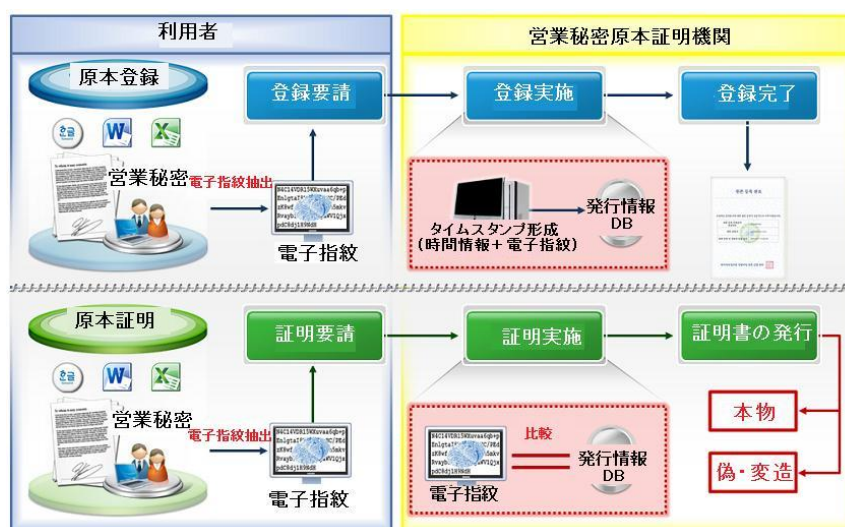
そこで特許庁は営業秘密保護制度を改善し、営業秘密保護に関する広報・教育・相談及び企業の営業秘密管理体系の構築を支援することで、営業秘密保護の基盤作りに取り組んでいる。

ロ．推進内容及び成果

まず特許庁は営業秘密保護制度を改善するため、2013年7月「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正して営業秘密原本証明制度の法的根拠を整え、営業秘密侵害に対する罰則規定を改善して既存制度の不備点を補完した。

営業秘密原本証明制度は電子文書から抽出した固有の識別値と公認認証機関の時間情報をプラスしてタイムスタンプを生成した後、これを原本証明機関に登録することで該当電子文書の原本存在及び保有時点を立証することができる制度である。企業は営業秘密侵害訴訟で営業秘密保有事実に対する立証負担を緩和するために本制度を利用している。この制度が法的根拠を持ったことから従来類似したサービスを提供していた機関が原本証明機関として指定を受けることになれば、本制度の信頼度が高くなり、利用もさらに活性化すると期待している。

<図Ⅲ－1－13> 営業秘密原本証明制度



また、改正前の法律は刑事罰の対象を「企業が保有する営業秘密を流出した者」に限定しているため、企業でない個人や非営利機関は営業秘密が侵害を受けても刑事的な保護を受けることができなかったが、今回の改正を通じて営業秘密保有主体を企業から営業秘密保有者に拡大したことで誰でも営業秘密を保有していれば刑事的な保護が受けられるように罰則規定を改善した。これによって最近技術契約などで収益活動を推進している大学など非営利機関の営業秘密保護が一層強化できると見られる。

特許庁は法律改正を通じた制度改善のみならず、韓国企業の営業秘密を保護するための総合的なサービスを提供するため、2012年6月から営業秘密保護センターを運営(<http://www.tradesecret.or.kr>)している。

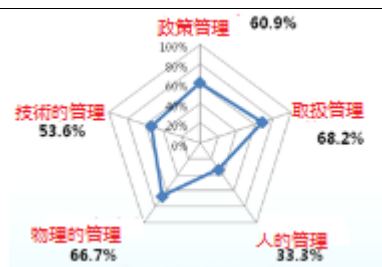
2013年には営業秘密を保護するための実質的な情報を提供するため、相談、出前教育、地方所在企業密集地域を対象にした地域説明会を実施した。また、国内企業が多数進出している海外現地で説明会を開催することで、海外に進出した韓国企業の営業秘密を保護するための多角的な努力を傾けた。特に11月には知的財産権保護コンファレンスを開催し、営業秘密保護の重要性に対する社会的な共感を得た。

＜図Ⅲ－1－14＞営業秘密セミナー及び知的財産権保護コンファレンス



また、営業秘密をどのように管理すれば良いのか分からない企業に営業秘密診断コンサルティングを通じて企業の営業秘密管理実態の診断を行い、診断結果に適した管理方法を提示している。また、営業秘密管理システムを導入していない企業が最小の費用と人材で営業秘密管理ができるように標準管理システムを普及するなど、企業の営業秘密管理体系の構築を直接的に支援している。

＜図Ⅲ－1－15＞営業秘密診断コンサルティング及び標準管理システム



ハ．評価及び発展方向

特許庁は2014年にも営業秘密保護の基盤づくりのための活動を強化していく予定である。特に、企業の役員・研究人材など需要者別のオーダーメイド型教育と主要産業の企業団体を対象にした広報を展開することで営業秘密保護文化を造成し、被害企業の速やかな権利救済のために申告センターを運営するとともに、専門家で構成された諮問団を通じて被害企業の初動対応のための基礎法律相談を提供していく予定である。

2. 公正な商標使用体系の確立

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イム・テワン

イ. 推進背景及び概要

韓国の商標法は先登録主義を採択している。しかし、このような制度を悪用して国内外に知られている他人の先使用商標及び商号、放送番組及び芸能人の名称などを先占して先使用者に損害賠償を要求したり、刑事告発することで商標の使用秩序を乱す問題を多数発生した。

そこで、使用主義の要素を強化することで先登録主義の短所を補完し、他人の先使用商標の先占を目的に出願した出願人を体系的に管理するだけでなく、善意の被害者に対する相談など公正な商標使用体系の確立が必要であることを認識した。

ロ. 推進背景及び成果

1)商標及び商号の先使用者保護に向けた制度改善

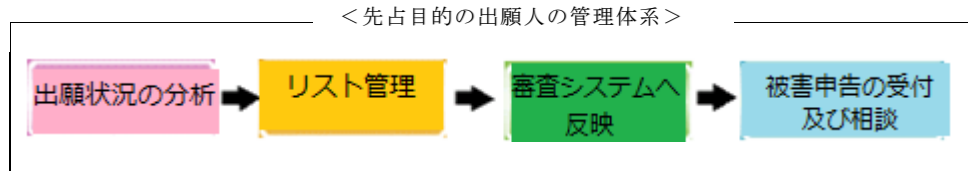
他人の先使用商標及び商号を先に商標登録して先使用者に示談金を要求する行為を防止するため、商標出願前にまず使用した企業の名称や商号に対しては商標権の効力が及ばないように法を改正した。また、審査基準を改正して正当な権利者でない他人が出願する場合には拒絶できるようにした。

*自己商号を不正競争目的なく出願前から使用している場合は引き続き使用できるように商標法第57条の3を改正して先使用者保護を強化(2013.4.改正、2013.10.施行)

2)商標先占目的の出願人に対する体系的な管理

2013年下半期には他人の先使用商標及び商号を先占の目的で出願する出願人を抽出してシステムに搭載することで、審査官の厳しい審査が可能になるように努力した結

果、商標先占目的で出願されたものの拒絶された件が着実に増加した。(上半期：470件→下半期536件)



3)商標先使用者の被害把握及び相談

使用している商標を他人が先占して被害を受けた事例を把握するとともに相談ができるよう、2013 年末特許庁ホームページに「商標ブローカー被害申告」サイトを

開設した。()

ハ．評価及び発展方向

未登録先使用商標の先占による被害を最小化し、被害を防止するために制度及び審査基準を改正した。また、商標先占目的の出願人を体系的に管理できるようにするとともに、被害申告サイトを開設して相談を行うなど公正な商標使用体系を確立するための土台を構築した。したがって、今後も公正な商標使用体系を確立するため、制度を改善・補完する作業を持続的に推進する計画であり、TV・インターネット・SNS など多様な媒体を活用して積極的に広報を展開する予定である。

3. 知的財産権訴訟における専門性の強化

産業財産政策局 産業財産人力課 工業事務官 カン・ユンソク

イ．推進背景及び概要

最近全世界的に展開されたサムスンとアップルの特許訴訟によって社会的に知的財

産権訴訟に対する関心が高まっている。2012年8月24日米国カリフォルニア連邦北部地方裁判所で9人の陪審員はサムスンがアップルの特許を侵害したと評決した。しかし、米国地方裁判所の陪審員の評決が公正であったかに対しては疑問を提起する見方が多かった。色々理由はあるが、最も大きな理由は陪審員たちがサムスンとアップルの特許技術を充分理解して実質的に議論を進めたかに対する懸念であった。このように知的財産権訴訟の判断主体が関連技術に対する専門性を持っているかどうかは極めて重要な問題である。

知的財産権訴訟における専門性を高めるためには訴訟主体である裁判所と当事者の専門性を強化する必要がある。世界各国が特許事件において「裁判所の専門性」を強化するために特許専門裁判所に管轄を集中させるとともに、「当事者の専門性」を強化するために専門性のある訴訟代理人を出席させる紛争解決制度を採択している。効率的かつ専門性の高い紛争解決に向けて特許訴訟関連制度を整備することで、自国企業の知的財産競争力の強化を図っているのである。

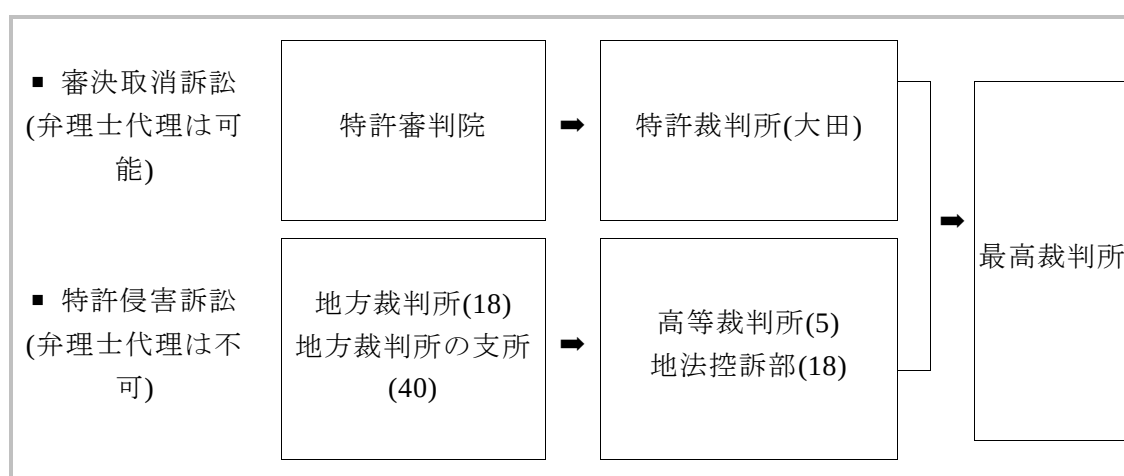
＜表Ⅲ－1－9＞主要国の知的財産権訴訟制度

区分	特許侵害訴訟の管轄	特許侵害訴訟の代理権
日本	1 審は東京・大阪地方裁判所で(2004)、 2 審は東京知的財産高等裁判所に集中 (2005)	弁護士・弁理士共同代理制度を導入 (2003)
米国	連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)を設立 し、2 審管轄集中(1982)	弁護士・特許代理人(Patent Agent)資 格を同時に持つ特許弁護士(Patent Attorney)制度を運営
イギリス	民事 1 審裁判所(High Court)に特許裁判 所(Patent Court)を設置して管轄集中 (1977)	法廷弁護士(Barrister)と弁理士の共 同代理制度を導入(2000)
EU	加盟国全体に通用する特許侵害など判 断のため、EU 共通特許裁判所の設立を 準備中 (2012 年合意、2015 年開所目標)	ヨーロッパ弁理士(EPA)の特許侵害 訴訟代理を許容

韓国もまた知的財産権訴訟の専門的な特性を認め、1998年ドイツに続いて世界で二

番目に専門裁判所である特許裁判所を設立した。しかし、特許裁判所の管轄範囲が特許無効訴訟など審決取消訴訟に限られ、特許侵害訴訟は一般民事裁判所で進めるなど特許訴訟が二元化されず、訴訟の長期化など多くの問題点が現れている。また、現在弁護士だけが特許侵害訴訟を代理することができるが、特許訴訟の特性上特許技術専門家である弁理士が特許侵害訴訟に参加すべきであるという意見が持続的に提起された。

＜表Ⅲ－１－１０＞韓国の知的財産権訴訟体系



ロ．推進内容及び成果

これまで長期間にわたって特許訴訟の管轄集中、特許侵害訴訟における弁理士共同代理の導入など知的財産権訴訟制度の改善を求める意見が持続的に提起されてきたが、利害関係者間の見解の違いによって合意可能な改善案を作り出すことには失敗した。

知的財産権訴訟の管轄問題を解決するため、16代、17代、18代国会では特許侵害訴訟2審を特許裁判所に集中させる裁判所組織法改正案が発議されたが、法司委上程の後に任期満了で自動廃棄された。その後、2010年10月総理室主管で総理室、法務部、特許庁全経連、弁護士協会、弁理士会が参加する特許訴訟管轄集中TFが構成されたが、合意案の作成にはたどりつけず、TF会議の議論は中断された。

また、知的財産権訴訟の代理問題を解決するため、17代、18代国会で弁護士・弁理

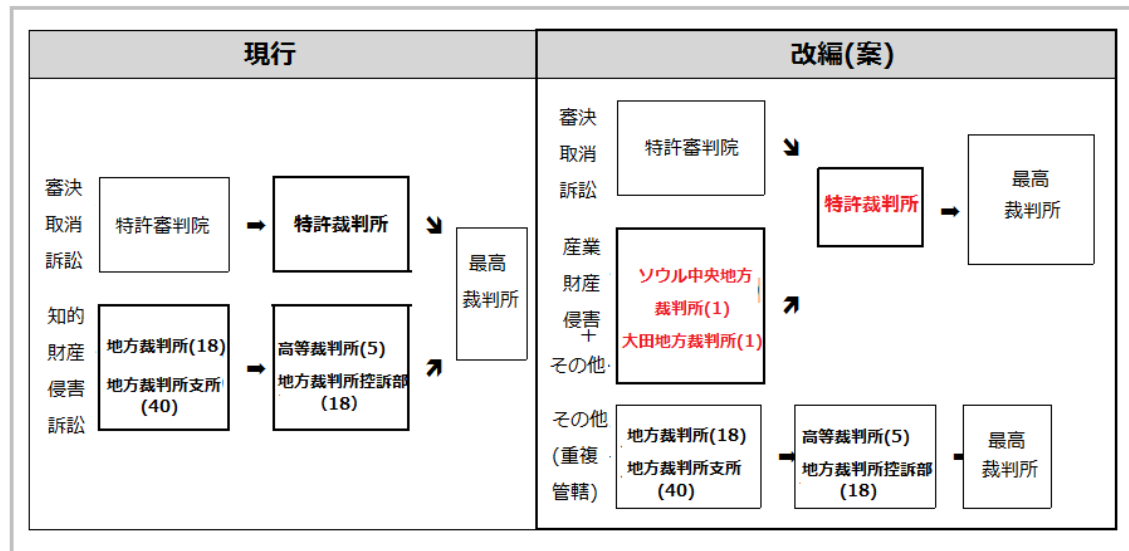
士共同代理制度の導入に向けた弁理士法改正案が発議されて知識経済委員会を通過したが、やはり法司委上程後に任期満了で廃棄された。その後、2010年12月弁理士の訴訟代理権関連の憲法訴願が提起されたが、憲法裁判所は特許侵害訴訟は高度の法律知識及び公正性と信頼性が求められる訴訟であるため、弁護士にだけ特許侵害訴訟の訴訟代理を許すべきであると判示した。但し補充意見として、特許侵害訴訟で弁理士の法律専門性を強化するために信頼性の高い能力担保措置を講じた後、弁護士と弁理士の共同訴訟代理を許容することで訴訟の迅速化及び専門化を図り、訴訟当事者の權益が充分保護されるよう、立法的措置をとることが望ましいという意見を提示した。

このように利害関係者の立場の違いによって平行線をたどっていた知的財産権訴訟制度に対して2012年1月第3回国家知識財産委員会で政府レベルで改善を推進することを議決した。それによって2012年3月7日知識財産委員会、法務部、特許庁、産業界、弁護士協会、弁理士会など関係部処・機関が参加する「知的財産権紛争解決制度の先進化特別専門委員会」が構成され、議論を始めた。

特委は2012年3月7日から2013年9月6日まで1年6ヶ月間に計16回の会議を通じて「特許訴訟の管轄集中」と「訴訟代理の専門性強化」の二つの問題を集中的に議論した。その結果、「特許訴訟の管轄集中」と「訴訟代理の専門性強化」に対する改善策を作り出し、2013年11月13日第9回国家知識財産委員会本会議で改善策が議決された。

まず、「特許訴訟の管轄集中」に対しては知的財産権侵害訴訟1審はソウル中央地方裁判所・大田地方裁判所の専属管轄とし、2審は特許裁判所に集中させることを決めた。但し、特許商標など産業財産権侵害以外の訴訟はその他地方裁判所・高等裁判所と重複管轄することとなった。

＜図Ⅲ－１－１６＞知的財産権訴訟管轄制度の改善案



次に「訴訟代理の専門性強化」のために訴訟と特許分野の専門性を備えた特許弁護士制度の導入及び弁理士の特許侵害訴訟への参加が必要であるという改善策を提示した。特許弁護士は法律的・技術的な専門性を備えた理想の専門家であり、特許弁護士概念・権限など具体的な事項は今後法務部と特許庁など関係機関間の合意を通じて準備する予定である。また、弁理士の特許侵害訴訟への参加が求められているため、このための追加議論と調査研究を経て制度改善を推進する予定である。

＜表Ⅲ－１－１１＞知的財産権訴訟代理制度の改善案

＜特委の合意案(2013.9.4.)＞

- 韓国特許訴訟の先進化に向けた制度改善の方向として訴訟と特許分野の専門性を備えた特許弁護士制度の導入を推進する。
 - 特許弁護士制度は 3 年以内の準備過程を経て施行する。但し、1 年以内の経過期間において施行することができる。
 - 特許弁護士制度の導入に向けて弁護士及び弁理士制度の改編など関連課題は法務部と特許庁など関係機関間の協議を通じて準備する。
- 弁理士の特許侵害訴訟への参加が必要であり、そのための追加議論と調査研究を経て制度改善を推進する。

ハ．評価及び発展方向

今回国家知識財産委員会で議決された改善案は長期間提起されてきた知的財産権訴訟関連の課題に対して関係機関、関係団体など政府と利害関係者が参加して制度改善案を講じたことに大きな意義がある。需要者の声、政策研究、先進事例の検討など多様な研究・分析と議論を経て講じられた改善案であるだけに、今後国会・国民から説得を通じて理解を得ることができれば実現可能性が高いと見られる。但し、「特許弁護士制度」に対する明確な定義がなく、弁護士協会と弁理士会が共に反対声明を発表するなど混乱を招いたことは残念である。

これから知識財産委員会で合意された改善案を実現させるためには、法務部・裁判所・特許庁など関係機関の積極的な努力が必要である。特許庁は今後知識財産委員会・裁判所行政処などとの協議を経て裁判所組織法の改正など特許訴訟の管轄集中の推進に協力し、法務部・弁護士協会・弁理士会などと関係機関協議体を構成して特許訴訟代理の専門性強化に向けた特許弁護士制度の導入を積極的に議論する予定である。

今後特許訴訟の管轄集中、特許弁護士制度の導入など知的財産権訴訟体系が整えられれば、迅速かつ正確な知的財産権紛争解決制度が構築されると見られる。それによって韓国企業の知的財産権の保護環境が整備され、韓国の国際競争力強化にも大きく貢献できると期待される。

4. 半導体設計財産の振興

特許審査企画局 標準特許半導体チーム 工業事務官 キム・キファン

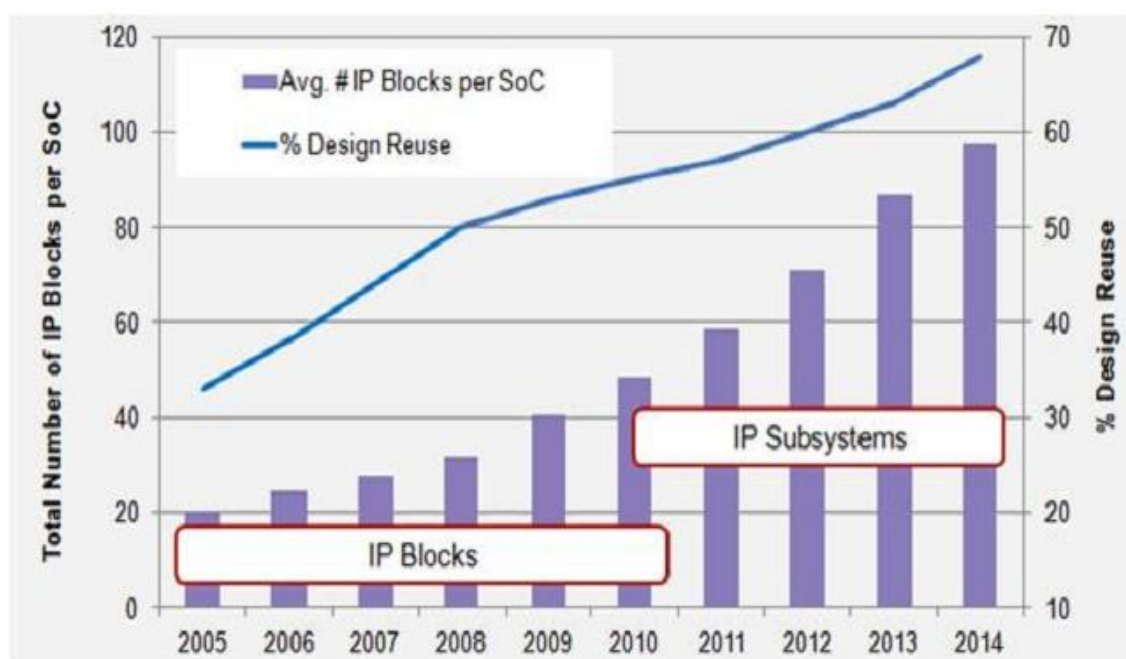
イ．推進背景及び概要

半導体設計財産とは回路の動作と機能が検証され、半導体集積回路の設計時に独立した機能を持って繰り返し利用が可能な機能ブロック(回路)と定義できる。半導体設

計及び生産業界では半導体設計財産を一般的に半導体IP、さらに略してIPと呼ぶケースが多い。

半導体設計財産は複雑・多様な機能を持つシステム半導体を設計するためには必ず必要な要素となっている。半導体設計用S/Wを供給するSynopsys社の調査結果によれば、一つのチップに含まれる半導体設計財産は2005年20個から2014年に97個まで増加し、それによって半導体設計財産の再使用率も2005年33%から2014年68%まで増加するものと予測している。また、国際半導体連合(GSA)の調査結果によれば、システム半導体開発の時に半導体設計財産を適切に活用する場合、平均2.5ヶ月の開発期間短縮効果が期待できるといわれている。

＜図Ⅲ－1－17＞チップ1個当たり使用する半導体設計財産の数及び再使用率



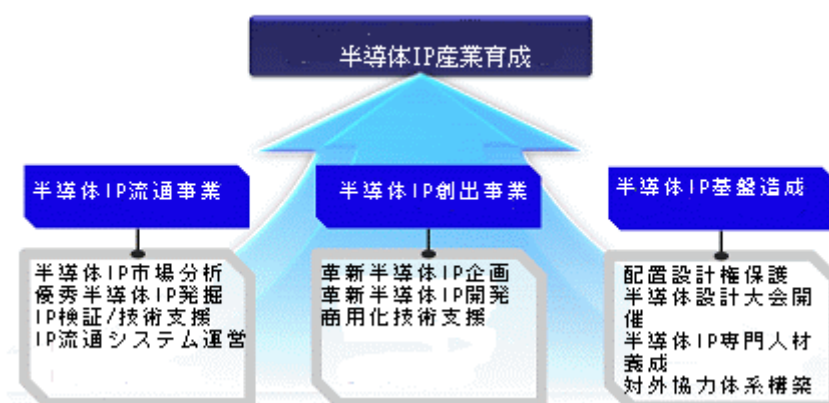
*資料： Synopsys, The World is Changing(2012.3.26.)

しかし、韓国の半導体設計財産の創出及び活用基盤はまだ不十分である。国内で専門的に半導体設計財産を創出・供給している企業は5社程度であり、市場規模は200億ウォン未満と推定される。国内企業が半導体設計財産の創出・活用に消極的な理由は製品の販路が不確実で、あらゆる製造工程に対する信頼性の検証に多額の費用がかか

るためであると調査された。

そこで、特許庁は「半導体集積回路の配置設計に関する法律」に基づいて半導体設計財産の創出・活用の活性化を支援するため、半導体設計財産振興事業を推進している。

<図Ⅲ－1－18>半導体設計財産振興事業の推進体系



ロ．推進内容及び成果

1)半導体設計財産の流通支援事業

半導体設計財産の流通支援事業は国産半導体IPの発掘及び取引支援を通じて半導体IPの流通活性化を図る事業であり、優秀半導体IPの発掘及び取引活性化などの多様な支援を遂行している。

2013年には計122件の国産半導体IPを発掘してDB化し(累計381件)、企業のニーズが高い12件の半導体IPに対しては信頼性を検証するためのチップ製作を支援した。また、信頼性の高い半導体IP DBとユーザー中心の取引システム構築などの流通基盤とともに様々な広報などを通じて2013年に計157件の半導体IPが仲介される成果を挙げた。

一方、2013年には中国上海SMICシンポジウムを活用したロードショーを開催して

国内企業4社の半導体IP輸出を支援し、これを通じて計150万ドルに達するライセンスング契約を締結する成果を挙げた。

＜表Ⅲ－1－12＞半導体IP検証の支援状況

NO.	検証半導体 IP
1	12bit 20MSPS ADC/DAC
2	DDR2 I/F Controller and PHY
3	MIPI Bridge
4	LVDS Rx
5	3V, 17-ch, 10-Bit, 10MSPS ADC
6	3.3V, 10Bit, 54MSPS ADC
7	3MHz, 600mA, Programmable Step-Down Converter
8	IR Sensing IP
9	Image Improvement IP Supporting max. 1080p 60fps for Display Applications
10	Programmable Low Noise Drop-Out Regulator(LN-LDO)
11	LVDS Tx
12	Full HD Stereo Video Vergence Controller

2)核心半導体設計財産の創出事業

核心半導体設計財産の創出事業は半導体IPの中で市場占有率と国内企業の海外依存度が高い半導体IPを国内技術に変えるための事業であり、エンベッディド・プロセッサIPを核心半導体設計財産として選定し、2009年に300MHz級エンベッディド・プロセッサIP(Core-A)を開発した。また、2011年には500MHz級エンベッディド・プロセッサIP(Core-A 2G)の開発に成功した。

特に、2013年には国産エンベッディド・プロセッサIP(Core-A)を国内のファブレス企業がロイヤリティー負担なく使えるように13件のソースコードを無償で普及した。また、国内企業が自社製品にプロセッサIPを簡単に適用することができるように技術支援を行い、これを通じて計5件のCore-A適用チップが製作され商用化に向けたチップテストを行っている。

＜表Ⅲ－１－１３＞Core-A搭載システム半導体の試作品製作状況

NO.	製作機関	Core-A 適用製品
1	ラオンピープル	AVM コントローラチップ
2	H 社	遠隔診療機器用コントローラチップ
3	電子部品研究院	無線通信用チップ
4	釜山大	モバイル AP チップ
5	ハンバッド大	動画 Codec チップ

3)半導体設計財産基盤造成

半導体設計財産の基盤造成事業は半導体設計財産の発掘・保護・人材養成など国内半導体IP産業のインフラを作るためのものであり、配置設計権の登録業務、大韓民国半導体設計コンテストの開催及び半導体設計財産教育事業などを推進している。

＜表Ⅲ－１－１４＞配置設計権の登録状況

区分		2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	計
内 国	大企業	318	-	1	-	-	-	11	9	-	-	1	340
	中小企業	84	14	9	1	15	7	14	33	23	22	44	266
	研究所	264	57	3	89	13	16	14	18	15	37	13	539
	大学	29	5	14	17	8	11	13	28	39	52	112	328
	個人	50	2	6	-	5	7	-	8	2	13	3	96
	小計	745	78	33	107	41	41	52	96	79	124	173	1,569
外国(企業)		776	8	8	32	16	13	5	2	5	5	2	872
計		1521	86	41	139	57	54	57	98	84	129	175	2,441

* 影の領域は存続期間(10年)が満了し、権利が消滅した登録分である。

また、国内優秀半導体設計財産を発掘するとともに創作者の士気を高めるために、第14回大韓民国半導体設計コンテストを開催し、大統領賞に韓国科学技術院の超低電

カトランシーバーなど計10作品の優秀半導体設計を選定して授賞した。また、半導体配置設計分野に従事している人たちの士気を高めるための有功者褒賞も新設した。

＜表Ⅲ－１－１５＞第14回半導体設計コンテストの授賞作

等級	所属	設計作品名
大賞	韓国科学技術院	超低電力 100Gbps トランシーバーIC 設計
金賞	韓国電子通信研究院	0.24mW/MHz エネルギー高効率エンベディッド CPU コア開発
銀賞	高麗大	DisplayPort v1.2 を支援する適応型高速ディスプレイ・インターフェース
銀賞	西江大	不整合エラーを最小化した 4 チャンネル Time- Interleaved 構造基盤の 11 ビット 150MS/s パイプ ライン SAR ADC
銅賞	韓国科学技術院	スイッチ-キャパシター回路のための低電力複製駆 動技法
銅賞	LS 産電	無線電力伝送基盤のハイブリッドセンサータグチ ップの設計
銅賞	韓国電子部品研究院	映像及び多重センサー入力機能を組み込んだ建物 エネルギー制御ノード SOC
銅賞	光云大	監視、偵察用 UWB Radar センサーの CMOS 単一 チップの実現
特別賞	慶熙大	105 x 92 ピクセル低電力輪郭イメージセンサー
特別賞	韓国科学技術院	バイオイムピダンスと人体通信を利用した集積化 された脈波速度センサー

最後に新知的財産権である半導体設計財産の事業化方法論を定立・伝播するため、民間の教育需用が多い半導体IP登録及び文書化、半導体IP Packing支援プロセスに対する教育を進めている。また、最近国内で 이슈となっている自動車用システム半導体技術及び市場トレンドに対する情報を共有するとともに、国内半導体IP産業の対応及び支援策を模索するため、IP-SoC Technologyフォーラムを開催した。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は半導体設計財産振興事業を通じて半導体設計財産の活用活性化及び核心半導体設計財産の創出・活用を支援することで、国内知的財産の創出・活用の活性化に貢献した。特に、2013年初めて行われた半導体設計財産輸出支援を通じて国内企業の海外認知度の上昇及び収益創出を実現した。また、産業通商資源部が発表した「半導体産業の再跳躍戦略」に特許庁の半導体設計財産流通システム(KIPEX)の活用を反映するなど、半導体設計財産の創出・活用を活性化するために機関間の協力を拡大した。

＜半導体産業再跳躍戦略(産業通商資源部)抜粋＞

IP バンクの活性化及び SW 連携の強化

○ IP 取引の拡大、ファブレスの開発期間短縮のため、IP の商用化品質基準を開発・普及し、検証された商用 IP の蓄積・活用支援拡大

* 品質基準：需要者が開発された IP を信頼して活用できるように開発プロセス、技術支援範囲など各種要件に対するチェックリストの性格

* 予算：2013~2016 年間毎年 15 億ウォン(毎年 10~15 個の検証された商用 IP を普及)

○ IP 取引活性化のために半導体協会内に専門担当組織(仮称：IP 流通支援センター)を構成・運営し、良質な IP の確保及び普及(産業通商資源部-特許庁の共同推進)

- 政府 R&D 支援を通じて開発された IP のバンク登録義務化及び大企業、大学などで独自開発されて使われていない IP の追加確保

○ 特定分野の半導体 IP と SW ソース DB を連携して融合研究基盤を構築

このような成果を基に、2014年にはCore-Aに対する技術支援の民間移譲を準備する一方、学界の先端技術を企業の技術開発ニーズと連携して半導体設計財産を創出する「産学連携半導体設計財産創出支援」事業を推進する計画である。また、半導体設計財産の輸出支援対象及び支援プログラムを拡大し、「半導体ライセンスハンドブック」を発刊・配布するなど半導体設計財産の活用支援を体系化する計画である。

第2章 海外知的財産紛争に対する支援の拡大

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 技術書記官 キム・トングック

1. 推進背景及び概要

知的財産権紛争の基本的な傾向は市場において可視的な存在感が現れる市場シェアを持つ製品とサービスに対して侵害問題が起きているといえる。このような脈絡から、韓国企業の技術水準の向上や製品とサービスの競争力向上によって対外輸出も増えたことで、2009年154件であった国際特許紛争件数が2013年342件に2倍以上増えている(韓国知識財産保護協会調査)ことからわかるように、韓国企業の海外知的財産紛争は益々増加しつつある。

海外知的財産権紛争の激化は韓国企業の成長の足枷となっているが、外国企業の特許攻勢による輸出中断、過剰な訴訟費用負担などによって韓国企業の海外市場進出において問題となっている。韓国企業の国際特許紛争件数は2009年154件、2011年280件、2013年342件など持続的に増加しているが、輸出過程において先進国からは特許保障を要求されたり、展示会物品を押収され、途上国では模倣品が出回るなど、様々な形で海外知的財産紛争の危険にさらされている。

しかし、韓国中小企業の8.4%だけが知的財産権専門文書を保有し、海外輸出の際に知的財産権関連の調査を行わない企業が63.1%に達するなど、全体的に海外知的財産権保護能力と認識が不十分な状態である。(2012、特許庁知的財産活動実態調査)

したがって、韓国企業、特に中小企業が海外でより積極的に市場を開拓して製品とサービスを輸出することで国家経済に寄与できるようにするためには海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、後で侵害が発生した場合は紛争対応を支援することを政策的に拡大する必要がある。

2. 推進内容及び成果

特許庁はこのような海外知的財産紛争に対する支援を拡大するため、「韓国企業の国際特許紛争に対する対策(党政協議会、2013.8.)」、「輸出中小・中堅企業の国際知的財産権紛争対応総合対策(経済長官会議、2013.11.)」のように、輸出進行段階別に先進国・途上国における知的財産紛争対応支援に向けた政府レベルの総合対策を講じて発表した。

また、2013年知的財産権紛争コンサルティング支援128社、訴訟保険支援50社など、中小・中堅企業に対して知的財産紛争に備えた予防・対応支援を強化した。そして、特許管理専門会社(NPEs)の訴訟に備えるよう、知的財産権紛争の動向、判例情報などを調査して専門サイト(www.ip-navi.or.kr)で紛争情報を提供している。

海外現地で知的財産権紛争が発生した場合、米国、中国などの9ヶ所に設置されている海外知識財産センター(IP-DESK)を通じて効果的に対応できるようにし、特許紛争多発地域を中心に選定された在外公館15カ国(2013年)と貿易館に知的財産担当者を指定して現地で対応を支援するよう措置を取った。

3. 評価及び発展方向

海外知的財産権紛争に対する認識と対応能力が大企業に比べてまだ不十分な中小企業に対して紛争コンサルティングを行い、費用負担を減らすための訴訟保険を支援するとともに、紛争情報を提供する政策的な努力を通じて、実際海外輸出の前・後段階で発生した紛争状況にうまく対処して良い成果を出した事例が多く登場した。

国内市場に留まることができず、海外市場の開拓を通じて生き残りを図らなければならない韓国企業の経済的な環境によって、今後も持続的に海外知的財産紛争に対する支援は拡大していく予定である。特に、量的には紛争コンサルティング・訴訟保険の支援企業数をさらに増やし、質的には特許紛争情報を産業別に細分・提供するなど、

様々な方法の実効的な政策を企画・遂行していく予定である。

第2節 海外知的財産権の保護強化

1. 海外における知的財産保護の必要性

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 チェ・イムソン

イ. 推進背景及び概要

近年韓国は急速な環境変化の中で企業経営に多くの悩みを抱えている。中国経済成長の鈍化、米国量的緩和の縮小、新興国の相次ぐ経済危機など全世界的な景気低迷が続いている。韓国が輸出中心の経済体制である点で、最近の対外経済環境変化の重要性は極めて大きいと言える。

特に、グローバル技術競争が激化するにつれ、保護貿易の主要手段が反ダンピング提訴から特許侵害を根拠とする輸入禁止など強力な水際措置に変化している。また、アップルとサムスの訴訟からも分かるように、先進企業は源泉技術に対するロイヤリティーの要求と積極的な特許訴訟の提起など知的財産権攻勢を強め、競争相手である後発企業を牽制するなど、知的財産権の競争が激しくなっている状況である。特に、かつて特許権に集中した知的財産権訴訟はデザイン、トレードドレスなど多様な権利に広がりつつある。そして、知的財産権を武器に無差別的な訴訟を乱発するNPEsの出現とNPEsによる訴訟件が製造企業の訴訟件より多くなったことも示唆することが大きい。

かつて運送機械分野に限られて比較的訴訟が少なかった自動車産業の場合、電子通信部品の搭載など技術分野の融・複合化によって訴訟が増加し、訴訟もまた複雑になるなど、核心・源泉特許の不足で輸出貿易を中心としての韓国企業は益々大きな困難に直面している。それによって技術貿易収支の赤字規模が持続的に増加し、韓国経済に大きな負担となっている状況である。

さらに、韓国企業の技術力及び商品の認知度が高まり、中国など開発途上国におい

て韓国の知的財産権を侵害する事例が急激に増加している。海外における韓国企業の知的財産権の侵害は、単純な該当商品の輸出減少に留まらず、韓国商品の国際的公信力と評判の低下を誘発し、長期的に韓国の輸出市場開拓にも大きな危険要素となっている。もちろん大企業の場合は知的財産権侵害に対応できる商品の認知度と問題解決の能力を整えているが、中小企業の場合は海外における知的財産権の侵害が発生した場合、専門担当者の不足と訴訟に必要な費用及び時間に対する対策がないためになす術もなく侵害を受けているのが現状である。

したがって、韓国企業、特に中小企業に海外投資を通じて積極的に国富の増進に寄与させるためには、海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、後で侵害が発生した際は積極的に支援する必要がある。

ロ．推進内容及び成果

海外知財権紛争に対する収集・分析を強化し、2009年以後判例情報158,000件、海外知財権保護ガイドブック27種などを提供するとともに、共通紛争イシューに対しては2013年16社による企業間協議体の構成・支援を拡大した。また、輸出中小企業などが知財権紛争を未然に防げるよう、2009年から2013年まで中小・中堅企業433社に専門コンサルティングを提供した。また、海外で知的財産権訴訟が発生した時にかかる莫大な訴訟費用の負担を減らすため、訴訟保険料の一部を支援して企業の参加を呼びかけている。その結果、2009年から2013年まで147社の企業が支援を受けた。特許庁は海外に進出した企業の知財権保護を強化し、海外進出国家の知財権情報を収集・分析するために海外知的財産センター(IP-DESK)を運営している。2008年産業通商資源部と特許庁が共同で運営し始めたIP-DESKは、2013年現在中国(北京、上海、青島、広州、宣揚)、タイ(バンコク)、ベトナム(ホチミン)、米国(LA、ニューヨーク)など4カ国9カ所で運営されている。これを通じ知財権相談、侵害調査などを支援している。

ハ．評価及び発展方向

海外知財権紛争において輸出する中小企業に必要な紛争情報を提供し、コンサルテ

イングなどの支援を強化することで、企業が海外知財権紛争に対応できる土台が構築されたが、企業自ら紛争に戦って生き残れる環境を作るためには、企業の紛争対応能力の向上と公正な紛争解決に向けた国際協力の強化が必要である。

2. IP-Deskを通じた知的財産権支援の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 施設事務官 イ・ウォンジェ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の保護強化及び創出支援を目的として海外IP-DESK事業を運営している。2008年には知識経済部と特許庁が共同で運営し、2009年からは特許庁が単独で中国(北京、上海、チンタオ、広州、瀋陽)、タイ(バンコク)、ベトナム(ホチミン) など7地域のIP-DESKを設立・運営しており、2012年3月に米国(LA)、2013年5月に米国(ニューヨーク)IP-DESKを追加オープンしたことで、現在4カ国、9ヶ所のIP-DESKを運営している。

ロ. 推進内容及び成果

海外において知的財産権を保護するためには、まず先に現地において韓国企業の知的財産権を確保し、確保された知的財産権に対する侵害が発生しているかを正確に調査・把握することが基本的に必要である。知的財産権の確保のために現地の弁護士または弁理士など知的財産権専門家による知的財産権の悩み相談、商標出願及び登録費用の支援、説明会の開催、情報提供などの事業を推進しており、細部事業別の成果は増加傾向にある。特に侵害調査支援を通じて最近3年間約64億ウォン規模の模倣品を没収した。

その他に一般知的財産権説明会とともに現地に進出している関係機関(大韓商工会議所、中小企業振興公団)と連携してCanton Fair(中国輸出入商品交易会)の参加説明会

及び現地公務員向けの模倣品説明会を開催した。また、中国商標法の改正に備えるため、中国商標評審委員会など現地の専門家を招いて企業向けのセミナーを開催した。そして、持続的に展示会及び企業を訪問し、現場における知財権悩みの相談及び解決を支援した。

中国では現地の知的財産権関係機関との協力チャネルの構築及び関係形成のために、現地における知的財産権の執行権限のある行政機関(工商行政管理局、知識産権局、海関)、公安部に個別企業と韓国特許庁が共に官民共同代表団を派遣して韓国企業の隘路事項を伝えた。そして、中国及びタイ、ベトナム公務員を韓国に招待して知的財産保護に対する認識を共にする協力議論を具体化した。

また、米国での成果も注目すべきである。LA IP-DESKは知的財産権説明会を月1回程度開催することで企業の知的財産権認識の向上を図った結果、企業の知的財産権相談が殺到した。相談事案に対して解決策を提示して良い事例を発掘するなど、米国進出企業の知的財産権に対する問題解決に努めている。

<図Ⅲ－2－1>米国地域の知的財産権説明会



<表Ⅲ－2－1>2013年IP-DESK支援状況

(単位：件)

細部事業	2013 年	中国					タイ	ベトナム	米国	
		北京	上海	青島	広州	瀋陽	バンコク	ホーチミン	LA	ニューヨーク

知財権相談	3,735	383	561	590	461	388	310	80	872	90
出願支援	376	47	40	94	32	68	19	26	48	2
侵害調査	16	2	5	2	1	4	2	-	-	-
説明会開催	52	4	9	4	11	3	3	1	12	5
協力チャンネル	163	28	17	6	8	24	65	6	-	9
情報提供	286	62	31	18	20	58	27	12	45	13

ハ．評価及び発展方向

中国・ベトナム・タイなどは知的財産権法制度の施行歴史が比較的に短いため、社会全般的に知的財産権保護の認識レベルが低く、取締まり担当機関との人的ネットワークが切実に求められる状況である。そこで効果的に侵害に対応するためには出願費用の支援を拡大することで現地知財権の権利化を強化し、韓国招待研修及び官民合同代表団の派遣などを通じて現地知財権担当公務員とのネットワークを形成することは相応な実効性があると判断される。

米国など先進国において韓国企業の知的財産権紛争が急増しているため、今後ヨーロッパ、日本などにもIP-DESKを通じた知的財産権保護サービスが切に求められており、これらの地域にもIP-DESKを新設していく予定である。

今後も特許庁は韓国企業の海外知的財産の保護レベルを高めるため、KOTRA及び韓国知識財産保護協会など関係機関と協力し、韓国企業の海外知的財産権の保護レベルを強化するとともに、輸出競争力を向上するための各種施策を持続的に推進して行く計画である。

3. 企業の国際特許紛争対応能力の向上

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 チャン・ソングック

イ．推進背景及び概要

韓国企業の世界進出拡大によって外国企業からの特許攻勢が激化している。紛争の対象になる企業も中堅・大企業のみならず、半導体・デジタル分野では売上高10億ウォン以下の比較的に小さい企業も紛争の対象になっている。問題はこのような被害が韓国企業の海外進出など輸出に悪影響を与えることにある。海外競合社からの過剰なロイヤルティー及びライセンスの要求は韓国企業の価格競争力を低下させ、平均約300万ドルに達する特許訴訟は韓国企業の輸出中断など企業の存廃に直結し得る重要な問題である。

一例として、最近マスコミなどを通じて一般人にも知られているサムスン-アップル、KOLON-DUPON間の訴訟の他にも、国内MP3輸出中堅企業A社の場合、外国企業の特許侵害警告状を受け取った後、これに対して効果的に対応できず米国輸出を諦めざるを得なかった。このような事例からもわかるように、海外で発生する知的財産権紛争の事前予防及び解決のためには競合社の特許分析など十分な事前準備が如何に重要であるかが分かる。

しかし、韓国企業の知的財産権紛争に対する対応環境は不十分な状況である。2013年知識財産活動実態調査結果によれば、知的財産権専門担当人材を保有している企業は全体企業の約16.1%に過ぎないなど紛争対応インフラが不十分であり、紛争対応の際も過剰な時間と費用の発生などで困っていることが分かった。

これを受け、特許庁は韓国企業の知的財産権紛争の対応能力を強化する努力を誘導するため、紛争情報及びコンサルティングなどを支援しており、紛争発生による産業被害を最小化するための様々な紛争対応支援政策を実施している。

ロ．推進内容及び成果

特許庁は韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に対し円滑に対応できるように知

的財産権紛争情報インフラを構築し、海外進出(予定)企業を対象に専門コンサルティング及び訴訟保険加入支援など紛争対応に必要な資源を提供した。

1)国際知的財産権紛争関連情報の提供

知的財産権紛争及び特許管理専門会社(Non-Practicing Entitys:NPEs)の活動動向を随時把握して関連データを体系的に整理しており、これを基に国内企業が紛争対応に活用可能な定期ニュースレター及び各種分析報告書を発刊した。

<参考> 特許管理専門会社(NPE)とは?

NPEは多様に定義されるが、一般的に特許を活用して製品を生産せず、保有した特許権を行使して収益を創り出す企業を意味する。NPEは、①特許権を企業に行使してロイヤリティーを受ける攻撃型NPE、②攻撃型NPEに対応して今後攻撃を受け得る特許を買収することによって将来特許紛争を遮断する防御型のNPEに分類できる。最近 이슈になっているパテント・トロール(Patent Troll)は攻撃型NPEの一部に該当する。

また、最近外国における知的財産権訴訟の判決傾向を提供するため、主要国の知的財産権判例及び訴訟事例分析報告書を提供し、国別の知的財産権法・制度及び進出企業の事例を整理した海外知的財産権保護ガイドブックを発刊した。

<表Ⅲ－2－2>海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況

(計27種：地域別25種、特性別2種)

アジア(12 種)	中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦(UAE)、インドネシア
ヨーロッパ(7 種)	ドイツ、英国、オランダ、ロシア、トルコ、EU、フランス
アメリカ(4 種)	米国、メキシコ、ブラジル、チリ
オセアニア(1 種)	オーストラリア
アフリカ(1 種)	南アフリカ共和国
特性別(2 種)	輸出企業チェックポイント、EU 圏の保護実務ハンドブック

このような情報をより効果的に提供するために各種国内外セミナーの開催はもちろん、2012年から国際知的財産権紛争情報ポータル(IP-NAVI, www.ipnavi.or.kr)を構築・運営している。特に、情報ポータルは詳細検索の機能を搭載して企業実務者に必要な情報を速かに提供している。

＜図Ⅲ－２－２＞国際知的財産権紛争情報ポータルの詳細検索機能画面

2) 国際知財権紛争コンサルティング

2013年には知的財産権紛争発生のある、もしくは紛争が発生した中堅・中小企業128社を選定し、コンサルティング費用の一部(中小企業70%、中堅企業50%)を支援した。コンサルティング支援事業に選定された企業はコンサルティングを通じて自社が他社の権利を侵害しているか否かを確認したり、他社の権利主張にどのように対応していくかに対する戦略を樹立することができる。

＜表Ⅲ－２－３＞知的財産権紛争対応コンサルティングの成功事例

- ・ (紛争事実) 携帯電話クリーナー国内製造業者であるA社は日本R社から警告状を受けたため、海外取引先から侵害問題による取引中断の通知が届く。
- ・ (支援内容) 警告状に記載された問題の特許及び日本R社の登録特許分析、無効資料の確保及び対応策を構築。
- ・ (成果) 2億ウォン以上の売上被害を防止し、回避設計を通じて日本だけで追加2.5億ウォンの輸出契約を達成。

3)知的財産権訴訟保険の加入支援

米国において特許訴訟が発生した場合、平均所要費用が約300万ドルと調査されている。そのため、企業が外国で知的財産権訴訟に直面した場合、莫大な法律費用の負担を背負うことになる。そこで、特許庁は企業の知的財産権訴訟の際に発生する費用に対する負担を減らすため、保険会社を通じて知的財産権訴訟保険商品を販売するように誘導している。2013年には産業財産権(特許権、実用新案、商標権、デザイン権)を保有した中小・中堅企業50社に対して訴訟保険加入費用の一部(中小企業70%、中堅企業50%)を支援した。

ハ. 評価及び発展方向

2013年には国際知財権紛争情報ポータル(IP-NAVI)に紛争対応支援事業のオンライン申請及び管理システムを開発して需要企業の利便性を図った。また、既存IP-NAVIのオンライン相談機能を拡大して紛争相談機能の他に現地相談(IP-DESK)及び支援事業に対するリアルタイム相談機能を追加して相談・支援の窓口を一元化することで使用利便性を高めた。

＜図Ⅲ－2－3＞紛争支援事業のオンライン申請画面

■ 컨설팅 지원	
① 신청 현황 컨설팅 희망분야 ☐ 권리행사 전략 ☒ 수출시장분석 ☐ 분쟁확대 예방전략 ☐ 특허보험 대응 ☐ 라이선스 전략	
② 동의 항목 개인정보 제공 동의서 보기 [[개인정보 제공 내용에 동의합니다.]]	
③ 지원기업 현황자료 1. 지역특산 역량	
2. 컨설팅 신청 세부사항	
컨설팅 담당 수행사 자명	특허법률사무소
대상제품(기업명)	(한국산업진흥회코드: KSI040)
(예시) 경쟁사(국적)	Solarwind(미국), Argento(미국), Splunk(미국)
대상제품 분야	☐ 기계, 공작, 건설 ☒ 화학, 생명공학, 식품 ☐ 전기, 전자 ☒ 정보통신 ☐ 기타
대상제품 수출액	전년도: 277,000,000원 당 후: 400,000,000원
대상제품 수출국가	미국, 중국, 호주

一方、コンサルティング支援事業はその経済効果が約467.4億ウォンで、政府予算投入対比13.2倍の効果を生み出していると評価されている(国際知的財産権紛争コンサルティング支援事業の成果分析研究、2012.12.)。支援を受けた企業のうち輸出及び紛争対応に成功した企業は支援を受けた後、年平均18%の売上成長(国内中小企業平均の2倍以上)を示していることがわかった(コンサルティング事後追跡調査、2014.2.)。また、コンサルティング支援事業は中小企業庁が進めているワールドクラス300の24の支援施策に対する満足度調査で3位(IP分野1位)を占めた(韓国産業技術振興院、2013.12.)

今後も韓国企業が自ら外国企業との知的財産権紛争をスムーズに解決できるよう、知的財産権紛争関連の情報を量的・質的面を継続して拡充するだけでなく、企業が情報を有用に活用できるように積極的に支援する計画である。これに伴い、今後は海外知的財産権保護ガイドブックを随時改正することで常に最新のコンテンツを提供するとともに、企業が「国際知的財産権紛争情報ポータル」が保有するデータベースを自社のデータベースのように自由に活用できるようデータを積極的に開放する計画である。

また、既存のコンサルティング内容を分析・DB化して新規コンサルティングの際に方向の設定及び戦略の樹立に活用する還流体系を強化するなどコンサルティングの品質をより高める計画である。訴訟保険支援事業は1人創造企業及び小商工人を支援するため、小額保険を開発・普及するなど様々なオーダーメイド型サービスを支援する予定である。同時に、多様な技術分野を対象に企業間協議体を拡大・構築し、主要技術分野の業種別団体との共同フォーラムを開催することで知的財産権紛争に対する共同対応体系を強化していく計画である。

この他にも主要紛争対応事例を中心に地域別巡回説明会及びINNO-BIZ協会セミナーなどを開催して知的財産権紛争対応の重要性に対する企業の認識向上に力を入れる予定である。

第3章 創意的アイデアの保護体系の強化

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 技術書記官 キム・トングック

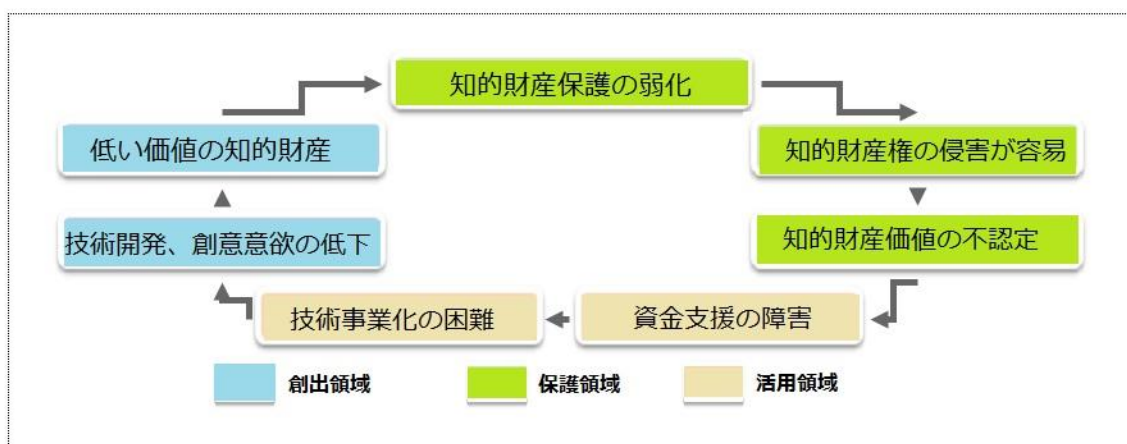
1. 推進背景及び概要

知的財産が適切に保護されなかった場合、権利侵害を受けやすくなるとともに知的財産の価値が認められないなどの問題が発生し、知的財産が創出・活用される過程の好循環生態系の作動が不可能になり、結局アイデアを通じて新しい経済的価値を創り出す創造経済の実現は難しくなる。

創意的なアイデアが経済的に正しく活用されるためには早期に知的財産権として権利化し、体系的に保護するシステムが必要であり、これは創造経済の実現に向けた核心的な成功要素(KSF:Key Success Factor)となる。

したがって、法と制度的観点から創意的なアイデアが保護できる装置の構築、アイデア保護対象の拡大、国民自ら自分のアイデアを自律的に保護できるようにする政策的な活動など、創意的なアイデアを保護する体系を強化する必要がある。

＜図Ⅲ－3－1＞知的財産権の創出・保護・活用体系



2. 推進内容及び成果

特許庁はこのような創意的アイデアの保護体系を強化するため、「創意的アイデア保護強化方案」の樹立(2013.10.)、「アイデア保護守則10」の制定・普及(2013.10.)、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律改正(2013.7.)、「コンテストアイデア保護ガイドライン」の制定(2013.12.)など多様な政策的努力を傾けた。

特許を基準にすると、日本は審査処理期間を2012年20.1ヶ月から2013年(2014年3月会計年度末基準)には11.0ヶ月を達成すると予想されるなど、主要国の競争的な審査処理期間の短縮に対応し、速い審査を希望する企業のニーズに応えるため、韓国も2012年14.8ヶ月から2013年13.2ヶ月に審査処理期間を短縮するため多くの努力を傾けた。

また、強い特許を創り出すために審査パラダイムを特許品質中心に変え、着手前の予備審査、着手時の補正方向提示など需要者中心の審査サービスであるポジティブ審査を企画した。また先行技術調査機関が単なるアウトソーシング機関から審査支援機関として成長できるようにコミュニケーション型納品事業の安定化など審査支援事業の運営効率性を改善するなど創意的なアイデア・発明の迅速・正確な権利化に向けた政策を企画・推進した。

アイデアプラットフォームであるコンテストで知的財産が不合理に管理される慣行を改善して、創意的アイデアの保護・尊重文化が広がるようにコンテストの運営実態を調査し、権利帰属の主体、秘密保持、権利均衡の確保、紛争解決手段の選択機会の提供などの内容を骨子とする、コンテスト主催側が守るべき事項を盛り込んだガイドラインを制定した。

3. 評価及び発展方向

創意的アイデアは知的財産権で早期に権利化して保護するのが基本的に望ましいことであり、権利化される以前にも国民自らアイデア保護に対して充分理解して保護す

ること、関連制度・法の整備を通じて保護体系を整えることも重要である。創造経済の実現に向けて特許庁は創意的アイデアの保護に必要な政策を2013年に企画・適用し、2014年にはこのような政策をより具体化して展開する予定である。

特定の形式に囚われず「アイデア説明資料」だけで速やかに特許出願ができるように形式要件を緩和し、市場に発売された後発模倣品、国際標準などを反映して特許決定後でも追加的に権利化できるように分割出願制度を改善するとともに、アイデア保有者の権利獲得の可能性を高めるために公知例外主張期間を既存の出願時から特許登録前に拡大するなど特許法の改正案を確定し、立法プロセスを経て2015年施行に向けて推進する予定である。

また、公共部門のコンテストにおけるアイデア保護ガイドライン施行の義務づけに向けてガイドラインを普及し、民間部門でも自立的な施行に向けて説明会を開催し、実態調査を行うなど創意的なアイデアと保護体系が強化できるように持続的な役割を果たしていく予定である。

第2節 アイデア保護範囲の拡大及び自律的な保護環境作り

1. アイデア保護範囲の拡大

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・ホジン

イ. 推進背景及び概要

商標は商品の出所を表示する機能を持つ標章である。伝統的に標章とは文字や符号、徽章などを指すものであったが、取引現状の変化によって商品の形や包装容器、特定の色彩、音、匂いのようなものも商品の出所表示として機能することが可能になった。如何なる標章であれ商品の出所を表示する機能をするのであれば、これを商標として保護することで、需要者の誤認・混同を防止するとともに不正競争行為から営業者の信用を維持することが世界的な流れである。韓国もこのような変化に積極的に対応し、商標保護の範囲を視覚的に認識できる全ての標識のみならず音・匂いのような非視覚的なものにまで拡大した。すなわち、文字・記号・図形のような一般標章でない立体的な形状、色彩、音、匂い、あるいはこれらの標章が特別な位置に使用されることで特定人の商品またはサービス業の出所表示として機能すれば、このようなアイデアを商標として登録して保護を受けられるようにしたのである。

しかし、このように特殊な類型の標章は原則的に直ぐに商標として機能しなかったり、デザイン保護法あるいは著作権法の保護対象に該当するものであるため、これに対する無分別な商標登録は知的財産権制度の形骸化を招く恐れがある。また、取引界の競争を不当に制限したり、無効事由を抱えている不良登録によって関連産業界の発展阻害、訴の乱発など社会・経済上の損失も予想されるため、一般文字・図形商標に関する審査より厳しく判断する必要がある。

特に、各商標の定義規定に該当するかどうかに関する標章審査を商標見本によって厳しく行う必要があり、商標説明書などを通じて総合的に考慮して判断しなければならない。また、その標章自体が商標として機能するものなのか、すなわち商標の使用

によって 2 次的な意味を獲得したのかどうかを重点的に考慮した上で商標として登録する必要がある。

そこで、音・匂い・立体・色彩商標など特殊な類型の商標の出願・登録のための審査指針を設けて施行した。

ロ．推進内容及び成果

1) 立体商標の審査指針

立体商標は商品またはサービス業の相対的な外観を意味するトレードドレス(Trade Dress)を保護するために導入された規定である。トレードドレスは全体的なイメージを意味するので商品自体の形状、サービス提供場所のエクステリア・インテリア、サービス提供者のユニフォームなどの形状、色彩などが全て含まれるといえる。したがって、立体商標を把握する際は文字・図形などの結合状況ではなく、全体的な形状が商標として機能するかどうかに重点を置いて登録要件を判断するようにした。

2) 色彩商標の審査指針

商品またはサービス業の出所表示として機能する色彩(例：ガソリンスタンドの黄色や赤色)は商標として登録受けることができる。色彩商標は一般商標に色彩が結合されたものを意味する広義の色彩商標と「色彩または色彩の組み合わせのみでできた商標」を意味する狭義の色彩商標に分けられるが、これまでの審査慣行を反映して広義の色彩商標を「色彩が結合された商標」として、狭義の色彩商標を「色彩のみでできた商標」として管理するようにした(2012 年改正商標法施行規則)。

色彩商標は商標説明書の提出が義務付けられているため(施行規則第 36 条)、商標説明書が添付されない場合は商標法第 13 条(手続きの補正)の規定によって説明書の提出を要求することにした。そして、この場合審査官は商標に対する説明書に商業的な色

彩識別体系(PANTONE など)を参照して色彩の濃度表示を追加することを要求できるようにした(審査基準第 32 条第 3 項)。

もし商標見本が色彩のみで構成されておらず、商標説明書などが提出されなかった場合は法第 23 条第 3 項によって拒絶理由通知をするとともに一般商標に変更すれば登録できることを知らせなければならない。また、出願人が一般商標に補正してきた場合はそれを承認するようにした。

また、色彩は本質的に出所表示として機能するものではないので、色彩商標のみでできた商標を審査する時は色彩そのものでは本質的な識別力が認められるケースが多くないだけでなく、使用可能な色彩の枯渇及び色彩の混同に対する恐れがあるため、通常は法第 6 条第 2 項で定める使用による識別力(2 次的意味 secondary meaning)を取得して特定色彩に蓄積された営業者の信用(利益)を保護する必要性が発生したかどうかなどを充分考慮するようにした。もし出願人が使用による識別力を立証できなかった場合は法第 6 条第 1 項第 6 号および第 7 号を適用して拒絶することにした。

3)音・匂い商標の審査指針

音商標または匂い商標とは、商品・サービスの出所を表示するために使う音または匂いを記号・文字・図形またはその他の視覚的な方法で写實的に表現した商標を指す。写實的に表現したというのは、音や匂いの特徴的な内容を描くように文章で表現したものであり、その表現を読むだけで標章の構成が判断できる程度になるものを言う。しかし、文章で音と匂いの特徴的な表現を判断することには限界があるため、商標説名書及び音ファイルや匂いサンプルを通じて総合的に考慮するようにした。

音・匂いは本質的に出所表示として機能するものではないので、音・匂いそのものでは本質的な識別力が認められるケースが多くないだけでなく、需要者混同の恐れ及び独占適応性が問題となる恐れがあるため、通常は法第 6 条第 2 項で定める使用による識別力(2 次的意味 secondary meaning)を取得して特定の音・匂いに蓄積された営業者の信用(利益)を保護する必要性が発生したかどうかなどを充分考慮するようにした。

また、出願人が使用による識別力を立証できなかった場合は法第6条第1項第6号及び第7号を適用して拒絶するようにした。

具体的に指定商品の質・原材料・効能・用途などを直接的に表すと認められる場合は法第6条第1項第3号を適用して拒絶することにした。このような商標の場合は通常商品の流通過程で必要な表示であるので誰もがこれを使用する必要性があり、その使用を希望するため、これを特定人に独占排他的に使用させてはならないという公益上の要請があり、これを許容した場合は他人の同種商品との関係で識別が難しいためである(最高裁判所 2006.4.14. 宣告 2004 フ 2246 判決など)。また、音が1音または2音で構成された場合は、簡単でありふれた音と看做し、法第6条第1項第7号によって拒絶決定することにした。

類似判断は各類型の商標同士で比較するのが原則であるが、需要者に誤認・混同が発生する恐れがある場合、すなわち音商標がある文字を呼称(例：「1泊2日」を声に出してその音声を商標として出願)するもので構成されていれば、一般商標検索を通じて法第7条及び第8条を適用するようにした。

4)位置商標の審査指針

位置商標とは「記号・文字・図形それぞれ、またはその結合が一定の形状や模様を成し、このような一定の形状や模様が指定商品の特定位置に付着されることによって自他商品を識別するようになるもの」をいう(最高裁判所 2012.12.20.宣告 2010 フ 2339 全員合議体判決)。これまでは特定位置に付着された標章を特殊な商標の類型と看做さなかったが、最高裁判所全員合議体裁判部は adidas のトレーナー上着の脇腹に入った三線も商標と機能するのであれば登録できると判示した。

一定の形状や模様など標章がそのものでは識別力を持てなくても、特定位置に付着されて商品を表示するものとして認識されるまで至ったのであれば、商標として保護する必要性がある。

これまで審査実務は点線で商品全体の形状を表した後、特定位置の標章のみ実線などで表示したものに対して、点線で表示された商品全体の形状を図形と見て法第6条第1項第3号を適用して拒絶したが、今後は点線で表示された部分をこれからは商品の形態として見てはならず、権利範囲と関係ない特定の位置を示すための手段として把握するようにした。

位置商標は「その他に視覚的に認識できる商標」で商標の類型が記載されなければならない。特定の位置に存在する識別力のない標章が商標として機能するため、その権利範囲を明確にするとともに第3者の予測可能性を担保するため、標章の位置が商標見本によって明確に確認できなければならない。また、商標説明書に位置商標という趣旨及び位置に関する事項を記載するようにし(施行規則第36条)、もしこのような記載に不備がある場合、これの補完を命じるようにした。

そして、特定の位置に記号・文字・図形などが表示されたのはデザイン保護法の保護対象になり、特定の位置への使用に独占権を付与するものであるため、その使用された標章の識別力有無とは関係なく全体的な形状からその特定の位置に付着された標章が商標として機能するということと、需要者たちがこれを特定人の出所表示として認識するということを出願人に立証させ、もしこのような立証がなければ、審査官は法第6条第1項第7号を適用して拒絶決定するようにした。

ハ．評価及び発展方向

世界的にトレードドレスの保護が注目されている状況の中でトレードドレスに該当し得る個別標章の商標登録制度を完備しているにもかかわらずこれを積極的に活用できなかったことを反省し、韓国企業が商品の出所表示として機能する多様なアイデアを商標として登録を受けて使用できるように審査指針を整備したことにその意義があるといえる。

2. 不正競争防止法の改正によるアイデアの保護

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ミオク

イ. 推進背景及び概要

韓国は 1961 年不正な商業上の競争を防止することで健全な商取引秩序を維持するために不正競争防止法を制定し、社会発展に伴って新しいタイプの不正競争行為が現れる度にこれを不正競争防止法に追加的に規律しながら不正競争行為の包括範囲を広げてきた。

しかし、不正競争防止法上に限定的に列挙されている不正競争行為では急変しつつある社会で発生する多様な形態の不正競争行為に対して適切に対応し切れないという問題があり、これを防止できる方策の模索を図った。

ロ. 推進内容及び成果

そこで、特許庁は新しい類型の不正競争行為による紛争が発生した時、裁判所に不正競争行為なのかどうかを判断できる柔軟性を提供することで、変化する取引観念と共同社会の価値基準を適時に反映するため、2013 年 7 月「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正して不正競争行為に対する補充的な一般条項を導入した。

＜表Ⅲ－3－1＞不正競争行為の補充的な一般条項

第2条(定義) この法で使用する用語の意味は以下のとおりである。

1. 「不正競争行為」とは以下の各目の何れかに該当する行為を言う。

イ. … チ.

リ. その他に他人の相当な投資や努力で作られた成果などを公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用することで他人の経済的な利益を侵害する行為

ハ. 評価及び発展方向

2014 年 1 月 31 日から改正された「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」が施行された。今回の改正によって導入された一般条項が実際如何に適用されるのかは今後裁判所の判例を通じて確認する必要があるが、列挙された不正競争行為には該当しないものの他人の商標・商号などに対するアイデアを不正に使用する行為を規律することで、公正な取引秩序の確立に寄与することを期待している。

3. 自律的な保護環境作り

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 技術書記官 キム・トングック

イ. 推進背景及び概要

アイデアコンテストはアイデアが新しい市場と雇用につながる代表的な創造経済のモデルとして公共・民間に広がりつつあるが、コンテストの提案者がアイデアに対する権利を持つ比率は 2.7%(2013 年知識財産研究院調査)で極めて低く、コンテスト主催側がアイデアに対する権利を所有するなどアイデア保護のための最小限の基準もないといえる。

また、法と制度的な装置も重要ではあるが、アイデア創出の主役である国民自らがアイデアの取引・共有、コンテストなど日常生活の中で基本的に遵守しなければならない行動要領に基づいてアイデアを自ら保護することも非常に重要である。

したがって、特許庁はアイデアコンテストを通じて国民の創意的なアイデアが正当に保護され、広く活用されるようにガイドラインを制定・普及し、国民自らアイデアを保護するための行動要領を作成・提示した。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁はコンテストの運営実態を調査して現状の問題点を把握して改善する内容を盛り込んだ「コンテストアイデア保護ガイドライン」を制定し(2013.12.)、国民がアイデアの取引・共有、コンテストなど日常の中でアイデアを自ら保護するために遵守しなければならない行動要領である「アイデア保護守則 10」を制定した(2013.10.)。同時にアイデア保有者が自己診断を通じて該当アイデアの法的保護策に対して案内を受けることができるアイデア保護ナビゲーター・ガイドブックを開発した(2013.12.)。また、アイデアコンテストの重複受賞を防止し、盗用を防止するためのアイデアコンテスト受賞作の DB 構築を特許庁主管コンテストなどを対象に推進した(2013.11.)。

コンテスト(創業アイテム・新製品コンテスト、発明大会、アプリコンテスト、デザインコンテストなど優秀なアイデアを発掘・活用するための各種イベント・大会プログラムを全て含む)主催側が遵守すべきコンテストアイデア保護ガイドラインの内容は以下の通りであり、このガイドラインの実行力を担保するため、これより提案者により不利なコンテスト約款に対しては不公正約款として審査対象になるものと公正取引委員会と協議した。

＜コンテストアイデア保護ガイドライン＞

コンテストでアイデアに対する権利、知的財産権の提案者への帰属、アイデアに対する主催側の秘密保持、主催側の優秀アイデア活用策、紛争解決など規定
*2014.1. 公共分野施行(民間分野は自律施行)

＜図Ⅲ－3－2＞アイデア保護守則10

＜創造経済タウンの「アイデア保護要領」＞

＜「アイデア保護要領」の中でアイデア保護守則 10＞



ハ. 評価及び発展方向

国民自ら創意的なアイデアを保護することができる自律的な保護環境を作る様々な政策を 2013 年に企画・遂行し、2014 年にはコンテストアイデア保護ガイドラインの説明会開催と実態調査を通じて広げると同時に実体的に適用できるようにする予定である。

また、アイデアコンテスト受賞作の DB 構築、コンテストアイデア受賞作に対して一定の審査を通じて産業財産権としての権利化と事業化を支援する政策を適用することで、アイデアの創出・保護・活用の全周期的な体系が構築できるよう推進していく予定である。